

# 2004 年度 修 士 論 文

北京市における公衆便所の成立過程と  
その維持管理に関する調査研究  
－東四地区と鮮魚口地区を対象として－

Survey on development of public toilets in Beijing and  
their present management system  
- Case studies in Dongsì and Xianyukou areas -

木塚 健太

Kitsuka, Kenta

東京大学大学院新領域創成科学研究科

環境学専攻 社会文化環境コース

## 目次

---

<b>第1章 序論</b> .....	<b>6</b>
1.1 研究の背景.....	6
1.2 研究の目的.....	6
1.3 調査の概要とその位置づけ .....	7
1.4 本論の構成.....	8
<b>第2章 対象地域に関する知見の整理</b> .....	<b>11</b>
2.1 本章における研究の枠組みと方法 .....	11
2.2 既往研究と本研究の位置づけ .....	12
2.3 本研究で扱う対象に関する基礎的知識の整理 .....	13
2.3.1 中国の歴史的背景 .....	13
2.3.2 中国経済における北京の役割.....	14
2.3.3 北京の都市域 .....	14
2.3.4 北京の自然環境.....	16
2.3.5 北京の都市計画.....	16
2.3.6 中国・北京の都市変容の歴史.....	19
2.3.7 中国の環境問題の歴史.....	21
2.4 調査地区の概要 .....	22
2.4.1 東四地区.....	22
2.4.2 鮮魚口地区.....	23
<b>第3章 屎尿処理システムの変遷 - 中華民国末期から現代にかけて -</b> .....	<b>26</b>
3.1 本章における研究の枠組みと方法 .....	26
3.2 北京におけるギルドの社会構造と変遷.....	27
3.2.1 中国・北京のギルドの既往研究と本研究の位置づけ.....	27
3.2.2 ギルドに関する知見の整理.....	28
3.2.3 ギルドによる飲料水の供給.....	29
3.2.4 ギルドの解体 .....	29
3.3 屎尿処理サービスの変遷.....	30
3.3.1 清代末期から1960年にかけて .....	30
3.3.2 屎尿回収を担っていたギルド.....	30
3.3.3 清掃夫組合の公共サービスへの引継ぎ .....	31
3.4 公衆便所の建設からの変遷.....	31
3.4.1 公衆便所の設立.....	31

3.5	まとめと考察.....	32
<b>第4章</b>	<b>現在の公衆便所の利用・管理.....</b>	<b>34</b>
4.1	本章における研究の枠組みと方法.....	34
4.2	北京における公衆便所の種類.....	35
4.2.1	北京の公衆便所の分類基準.....	35
4.2.2	北京の公衆便所の設計基準.....	40
4.2.3	東四地区の公衆便所.....	43
4.2.4	鮮魚口地区の公衆便所.....	43
4.3	住民の公衆便所の利用状況.....	46
4.3.1	住人の利用状況.....	46
4.3.2	住民の便所利用の意識調査.....	46
4.4	公衆便所の清掃・管理状況.....	48
4.4.1	3類公衆便所清掃・維持管理.....	48
4.4.2	2類公衆便所の清掃・維持管理.....	49
4.5	路上清掃員について.....	59
4.5.1	胡同の路上清掃員.....	59
4.5.2	大街の路上清掃者.....	60
4.6	出稼ぎ労働者にとっての2類公衆便所の管理人職について.....	62
4.6.1	東四地区、鮮魚口地区2類公衆便所管理人の故郷での収入.....	62
4.6.2	北京市住民の所得状況.....	62
4.6.3	各出身地別の賃金.....	62
4.6.4	各地区の支出状況.....	63
4.7	北京の下水道状況.....	65
4.7.1	欧州、日本における下水道の状況.....	65
4.7.2	北京における下水道.....	65
4.8	まとめと考察.....	67
<b>第5章</b>	<b>北京の都市構造と公衆便所の空間構成.....</b>	<b>69</b>
5.1	本章における研究の枠組みと方法.....	69
5.2	東四地区、鮮魚口地区の清代から現在にかけて空間構成の変化.....	70
5.2.1	北京の都市構造—既往研究より.....	70
5.2.2	東四地区の都市構造の分析—清代と現代を比較して—.....	70
5.2.3	現代東四地区の建築物の概要.....	71
5.2.4	鮮魚口地区の都市構造の分析—清代と現代を比較して—.....	75
5.2.5	現代鮮魚口地区の建築の現状分析.....	76
5.2.6	東四地区、鮮魚口地区の清代と現在の空間構成の変化のまとめ.....	79

5.3	公衆便所の配置構成.....	80
5.3.1	東四地区における公衆便所の配置構成とその状態.....	80
5.3.2	鮮魚口地区における公衆便所の配置構成とその状態.....	80
5.4	人口密度と公衆便所の関係.....	85
5.4.1	東四地区と鮮魚口地区の高密状況の概要.....	85
5.4.2	東四三条至八条地区の高密状況について.....	85
5.4.3	鮮魚口地区の高密状況について.....	86
5.4.4	各地区の事例分析.....	87
5.4.5	対象地区における高密性の状況まとめ.....	88
5.5	住民の地域コミュニティの現状.....	90
5.6	対象地区に対する北京市の開発の方向性の分析.....	91
5.6.1	東四地区における開発.....	91
5.6.2	鮮魚口地区における開発.....	91
5.7	北京政府の公衆便所に関する将来政策.....	92
5.8	まとめと考察.....	94
<b>6.</b>	<b>総括.....</b>	<b>97</b>
	<b>参考文献.....</b>	<b>101</b>
	<b>謝辞.....</b>	<b>103</b>
	<b>附録.....</b>	<b>104</b>

## 第1章 序論

- 1.1 研究の背景
- 1.2 研究の目的
- 1.3 調査の概要とその位置づけ
- 1.4 本論の構成と研究方法

## 第1章 序論

### 1.1 研究の背景

中国は1978年から始まった「改革・開放」路線以後、急速に政治と経済の近代化が行われた。1992年に「社会主義市場経済」が提起された以後、経済的には市場経済への移行を進め、2001年にはWTOに加盟するなど、世界経済への参画を果たした。

その中で北京は中国中央政府が居を構え、首都として政治的、経済的、文化的に大きな役割を果たしてきた。政策面の優遇措置をいち早く受けるという経済的優位性を得た北京は全国から資金や物資、人材を集め、いち早くインフラを整備して近代的な都市建設が急速に進められてきた。

だが、こうした経済発展を遂げた北京の中でも、旧四合院住宅(中国の伝統的な住宅で中庭を中心に周りを四つの棟が取り囲むタイプの住宅)」が並ぶ住宅区がり、そこでは住民は数多くの家族が住み長年に亘って修繕していない“大雑院”と呼ばれる高密度な居住空間で生活している。

こうした環境のなか、住民は各戸に個別便所を設置しておらず、いくつかの家族で公衆便所を共同利用している。それらの公衆便所の多くは古く、汲み取り式で、個室でないものや手洗い所もないものが多い。また、雨や雪の日は便所に行くのに傘が必要で、冬は非常に寒いなど、利用環境の面で劣っている。

北京市はオリンピックに向けた観光客の増加をにらみ、年内に4700個の水洗式、手洗い所完備、個室や障害者用便所を設置するなどの一定の設備を持った新型の公衆便所の建設を計画している。しかし、依然として住民達はその新型の公衆便所を利用し、各戸に個別便所を設置するなどの開発はされておらず、公衆便所利用のシステムは維持されたままである。

### 1.2 研究の目的

経済発展を遂げてもはや発展途上国とはいえない中国の首都北京における旧四合院住宅地で、各戸に個別便所がなく、住民達が公衆便所を共同利用しているというシステムは、もはや単に技術不足や政府の認識が遅れていたために生じたシステムであると捉えることは正しい理解ではない。そこには日本を初め他先進国各国とは何かしらの異なった社会的背景が関与していると考えられる。

そこで本研究では、近代化された北京市において、このような特殊な公衆便所の利用システムに関してそれがいかにして成立し、現在もなお維持されているのかを解明し、住民

の利用や政府の管理の実態を整理することを目的とする。

### 1.3 調査の概要とその位置づけ

本研究では以下の 3 回に亘って現地調査を行った。

1. 2004 年 9 月 16 日－25 日
2. 2004 年 12 月 6 日－11 日
3. 2004 年 12 月 14 日

清華大学管研究室の援助を受け、以下に挙げる調査を行った。

調査対象地区として、図 1-1 に示すとおり、歴史保護区に指定され、比較的建築物や町並みの保存状態が良好である朝陽門の西前門の南東、に位置する「東四地区」、「鮮魚口地区」を選定した。インタビューに関しては、精華大学大学院修士課程饶民華氏を通訳として行った。

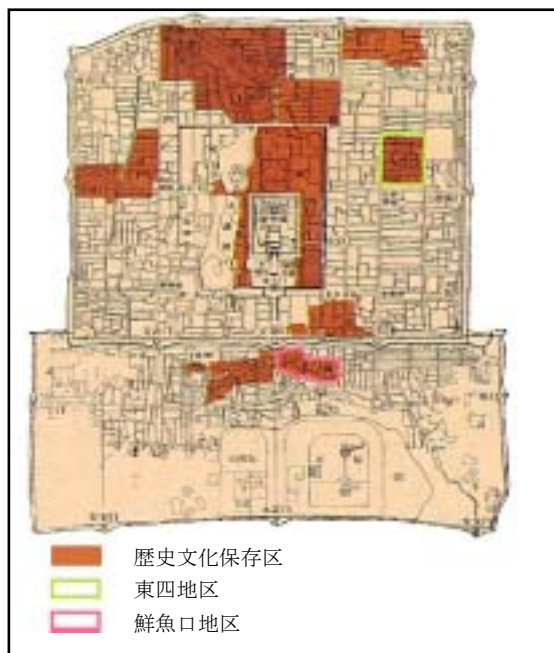


図 1-1. 歴史文化保存区 25 区と調査対象地区  
(『北京旧城 25 片歴史文化保存地区保護計画』)

#### 住民へのヒアリング調査

東四地区、鮮魚口地区において住民にヒアリングを行った。公衆便所の利用、公衆便所の変化に関して住民の意識に関するデータが得られた。

#### 公衆便所、路上清掃者へのヒアリング調査

同様に、保存地区である東四地区、鮮魚口地区において住民、公衆便所における清掃員、また路上清掃員にヒアリングを行った。主にどういった清掃員がいるのかを把握し、彼らの背景と業務内容についての知見が得られた。

#### 北京市政府にヒアリング調査

清華大学の管运涛氏、杨宏伟氏によって、東城区市政管理委員会のインタビューが行われた。

聞き手：管运涛、杨宏伟（清華大学）

被調査人：東城区：張主任等 3 人（市政管理委員会）、蔣主任（政府办公室）

場 所：東城区市政管理委員会

管理（マネジメント）、水の利用、下水道敷設情況、屎尿処理の歴史的変遷についての調査結果を得ることができた。インタビュー結果の原文は巻末に添付した。参照されたい。

なお、現地調査の際には、「北京旧城 25 片歴史文化保存地区保存計画」をベースマップとした。

史料について

#### 『北京旧城 25 片歴史文化保存地区保護計画』

2000年に指定された25の指定歴史文化保護区に行った現状調査及び保護計画に関して、詳細な地図資料を交えて解説している。「保護区計画法案評価専門委員会」が監修した。表記は中国語が基本であるが概論部分など一部英語翻訳がある。

### 1.4 本論の構成

本論文は以下の6つの章によって構成されている。

第1章 序論

第2章 対象地区に関する知見の整理

第3章 尿尿処理システムの変遷—中華民国末期から現代にかけて—

第4章 現在の公衆便所の利用・管理

第5章 北京の都市構造と公衆便所の空間構成

第6章 総括

各章における概要と研究方法について触れておく。

第1章では、本研究における枠組みを明確化し、本論の構成や研究方法を記している。

第2章では、本研究の対象となる事柄について既往研究との関係を述べ、その基礎的な内容の整理を行っている。

第3章では、中華民国末期からの北京の尿尿処理の変遷を明らかにすることで、いかにして現在の公衆便所利用のシステムが成立してきたかを把握する。主に文献資料を用いて整理し、住民と北京市政府のヒアリングで情報を補完した。

第4章では、「東四地区」「鮮魚口地区」を対象地区として設定し、現在多くある旧型公衆便所と次々と更新され増加している新型公衆便所の管理体制を明らかにした。また、住民がどのように利用しているかを具体的に示した。主に便所の管理人や清掃夫へのヒアリングと、北京市へのヒアリングを元に構成されている。

第5章では、公衆便所の空間構成を詳細に把握した。調査には地図資料と現地調査を併用した。具体的には、ベースマップを作成し、現地調査で公衆便所の位置を把握した。北



京市へのヒアリングと「北京旧城 25 片歴史文化保存地区保護計画」で将来の公衆便所のシステムの方向性を整理した。

第 6 章では、第 3 章から第 5 章までで得られた結果を整理・考察した。

以上のように本研究は、文献・地図資料を用いて、さらに現地調査を用いて行った。分析に用いた文献、地図資料に関する資料批判及び現地実測調査に関する概要はそれを用いる章において記述しているので、参照されたい。

## 第2章 対象地域に関する知見の整理

- 2.1 本章における研究の枠組みと方法
- 2.2 既往研究と本研究の位置づけ
- 2.3 本研究で扱う対象に関する基礎的知識の整理
- 2.4 調査地区の概要

## 第2章 対象地域に関する知見の整理

### 2.1 本章における研究の枠組みと方法

ここでは、対象地区の「東四地区」「鮮魚口地区」に関して、その都市構成や建築構造、社会的、経済的背景に関する知見を整理した。

まず既往研究を述べ、本研究との関連を位置付けた。次に、北京市に関する本研究で扱う対象について、その知見を整理し、最後に対象地区である「東四地区」「鮮魚口地区」について、詳しく述べた。

## 2.2 既往研究と本研究の位置づけ

本研究の基礎となるものは主に建築分野の都市研究である。北京の建築史・都市史に関する既往研究は数多くあり、特に四合院に関する研究は膨大な蓄積がある。近年では、陣内秀信や鄭奕によってその都市の秩序や四合院の空間構成の典型的なタイプ、形成過程などが明らかにしており、研究のレベルが飛躍的に高まった。本研究をする上でも北京を理解するのに参考にした。

日本における北京の都市形成過程に関する研究は、以下のようなものがある。

- ◆ 陣内秀信、高村雅彦（法政大学） 朱自煊（清華大学）  
「中国北京における都市空間の構成原理と近代の変容過程に関する研究(1)(2)」(住宅総合研究財団 1996 年)  
北京の都市空間の組成についてマクロな視点から建築類型学の手法を用いた歴史学的研究である。
- ◆ 陣内秀信、高村雅彦（法政大学） 朱自煊（清華大学）  
「北京－都市空間を読む」(鹿島出版会 1998 年)  
上記の研究を元に、成果を踏まえつつ専門家以外にも理解できる臨場感が伝わる形で書かれている。
- ◆ 鄭奕（清華大学）  
「北京の内城空間における居住環境の変遷に関する研究」など北京内城の都市の展開過程の解明に関する一連の研究  
北京の建設当初の街区設計方法に関する仮説を提出した上でその展開過程を解明した。
- ◆ 谷村秀彦（筑波大学）代表  
「東アジア伝統的都市の現代化における空間制御技術に関する研究－北京を事例として」(住宅総合研究財団研究年報 26 2000 年)  
優れた文化遺産の継承・地域社会の温存を達成しつつ、ある程度の高密化を図る事のできるような新たな再開発のモデルを提案することを目的に北京市豊盛地区などを詳細に調査している。

以上の多くの研究は、

「保存状況の良好でない旧市街地の価値を再評価する視点を提供する」「このような特徴をもつ都市居住空間の秩序は、北京という都市にとって尊重すべき貴重な資産であることはいままでもないだろう」(藤川、谷村、渡辺 2002)

「我々の研究は、経済力と技術力で根こそぎ既存の都市を壊してきた従来の都市開発を批判しながら歴史の中で形成されたそれぞれの都市や地区が持つ「場所の力」や「空間の

アイデンティティ」を描き出し、今後の街づくりへの方向付けを行うことを意図している」(陣内、朱、高村 1998)

などと、北京の都市構造や秩序、歴史的な文脈を明らかにした上でこれらを継承した再開発の必要性を述べている。

確かに、経済発展のもとで大規模開発を繰り返してきた東京のように北京でも無差別ともいえる開発が行われてきた。ここで陣内らがいうように「都市の文脈を読み」「都市の秩序」を理解した上で開発を行うことは、単に懐古的な感情における保護・保存とは異なり、「持続可能な都市開発」につなげるための非常に重要な姿勢であろう。

しかし、都市研究の命題である「よりよい都市をつくるための資料」となるべき研究(村松 1981)は、都市計画や街並み保存などマクロな視点にのみ主眼が置かれているによる研究だけではなく、同時にミクロな視点からの研究も必要とされる。大局的かつミクロの視点から文脈を読み、開発の方向性を定める必要がある。

本研究では、他研究で指摘されてきた文化的、歴史的な価値の他に、保存地区に指定されている「東四地区」と「鮮魚口地区」の具体的な地区について詳細に調査し、特異といえる公衆便所の利用システムの成立と現状を解明することで、今後の街づくりへの方向性を示す歴史的研究を補完することに固有の意義があると考えられる。

そこで本研究の目的を改めて述べると、近代以降からの北京における尿尿回収の成り立ちを調査し、このシステムがどのように利用・管理されているかを解明することが本質的な目的である。

現在の尿尿回収のシステムがどのように成り立ってきたのかを解明し、理解が得られた後、どのような開発をおこなっていけばよいのか、という指針を示す事が本研究の大きな目標である。

## 2.3 本研究で扱う対象に関する基礎的知識の整理

### 2.3.1 中国の歴史的背景

1911年の辛亥革命の翌年1912年に孫文を中心とする革命派によって中華民国が建国された。この革命によって中国は皇帝の専制支配から民主国家に転換し、その後毛沢東を露新とする中国共産党によって1949年に中華人民共和国が建国され、中国は共産主義に転換することとなった。

1976年の毛沢東の死後、彼が目指した共産主義から経

表 2-1. 近代中国年表

1911年	辛亥革命 清が滅亡
1912年	中華民国の成立
1949年	中華人民共和国成立
1966-1976年	文化大革命
1978年	改革・開放政策
1992年	社会主義市場経済へ

経済重視の政策をとっていた鄧小平は国内経済を「個人化・市場経済」に改革、また国を外国資本に開放する「改革・開放」路線をとり、中国の政治と経済の近代化を行った。この政策は資本主義の市場経済を取り入れることを意味していたが、市場経済化による発展と共産党の独裁権力を両立させるため、「社会主義市場経済」とした。実質的にこれは中国の特色をもった市場経済である。表 2-1 に近代中国の主な出来事を示す。

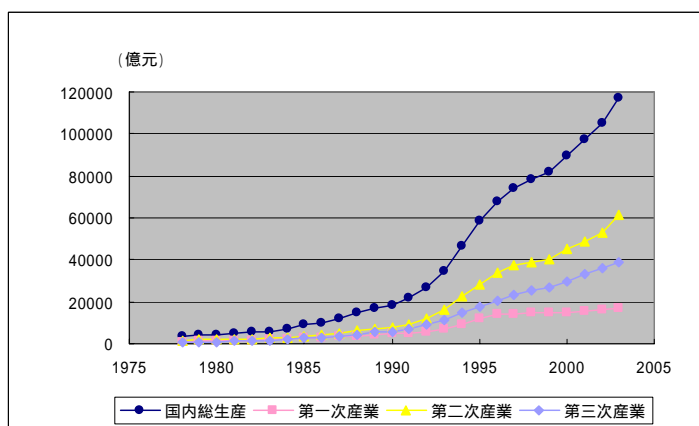


図 2-1. 中国 GDP の推移 (『中国統計年鑑 2004』)

その結果、図 2-1 に見られるとおり、経済成長の指標である GDP (Gross Domestic Product: 国民総生産) も 1980 年代後半から急激に伸びてきており、特に第三次産業の伸びが顕著である。しかし、図 2-2 に示す各国の産業の割合に示される通り、依然として中国は農業大国である。現在も農村に住む 8 億人という膨大な人口規模それ自体が巨大な経済的政治的力を持っている。

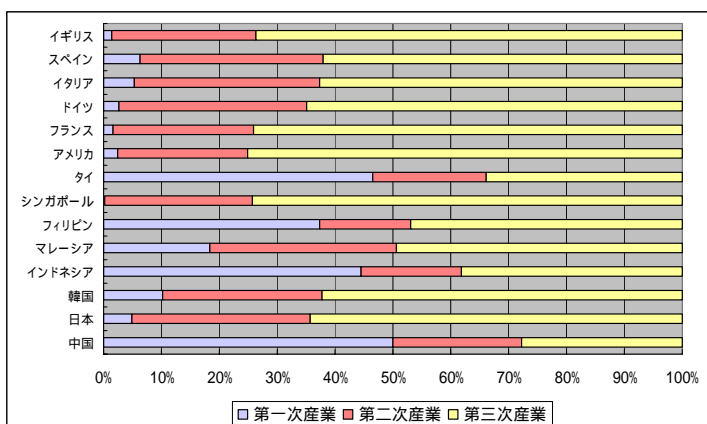


図 2-2. 各国の産業別割合 (『中国統計年鑑 2004』)

### 2.3.2 中国経済における北京の役割

また中国の中でも北京はもっとも大きな経済力を持った都市である。総生産額で見ると、最上位が上海で、その次に北京が続く。

2001 年に中国は WTO に加盟し、経済合理性の伴った産業の最適立地の思考は強まると予想される。その中で生産要素における地位、市場の質量の状況、支援産業の連関性、企業間競争などの要素において北京は他の都市と比べて非常に優位な条件を備えた都市である。今後も北京が中国経済の牽引として重要な役割を果たすことは間違いないと思われる。

### 2.3.3 北京の都市域

北京は、中国の行政区画における普通行政区の基本的形態の上位である省・自治区・直轄市の中で、上海、天津、重慶と並び直轄市に位置する。現在は 12 区 6 県を抱えている。

中国では都市を「城市」と呼ぶが、行政区分上の都市の概念は日本のものとは大きく異なる。行政区分上の北京市の面積は 16808k m<sup>2</sup>と四国の面積 (18,298km<sup>2</sup>) ほどである。その中で、市中心部の東城、西城、崇文、宣武の 4 区と近郊区である朝陽、豊台、石景山、海淀の 4 区の一部を加えた地区が日本の感覚でいう「都市中心部」にあたる。

市の中心部には故宮を中心とした地区があり、それを囲んでいる環状道路と「二環路」という。その外側にはそれぞれ「三環路」「四環路」が整備されている。

現在のところ下水道のような都市環境インフラが体系的に整備されつつある区域がこの四環路以内である。

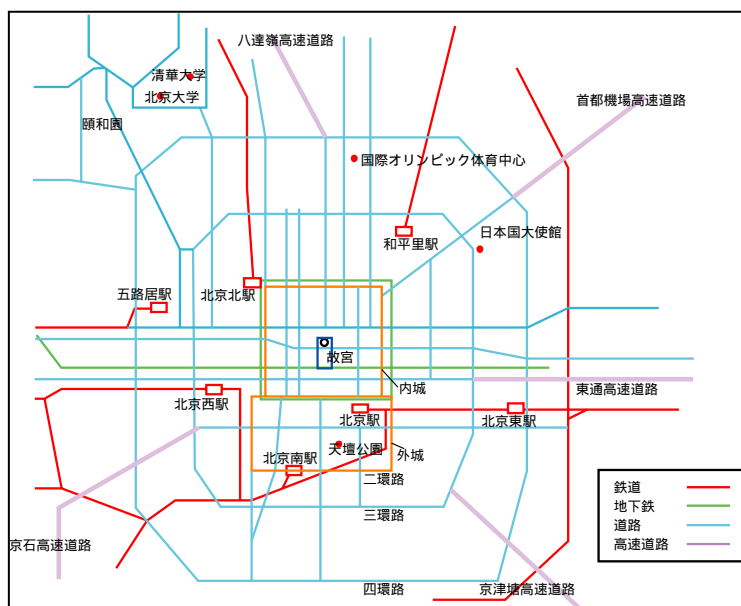


図 2-3. 北京中心部地図

図 2-3 の通り、北京旧城は、元の城壁の囲んだ明清時代から形成された凸型の市街地をさす。その中で、北の部分をも (旧) 内城、南の部分をも (旧) 外城という。

具体的には、東城区、西城区が内城であり、宣武区、崇文区が外城である。その周辺には海淀区、石景山区、朝陽区、豊台区の 4 近郊区が広がり、さらに外側に順義区、門頭溝区、通州区、房山区の 4 遠郊区、その背後に、延慶県、密雲県、

表 2-2. 北京市各区面積

	範囲	面積(k m <sup>2</sup> )	比率 (%)
全市		16807.8	100
城区	東城区、西城区、 崇文区、宣武区	87.1	0.52
近郊区	朝陽区、豊台区 石景山区、海淀区	1282.8	7.63
遠郊区	門頭溝区、房山区 通州区、順義区 昌平区、大興区 平谷区、懷柔区	11122.3	66.17
各県	密雲県、延慶県	4315.6	25.68
三環路以内		158	0.9

表 2-3. 北京市各区人口

地区	戸数 (万戸)	人口 (万人)
城区	87	240.4
東城区	23.5	64.3
西城区	28.2	79.7
崇文区	14.8	39.6
宣武区	20.5	56.8

昌平県、大興県、平谷県、懷柔県が広がる。表 2-2 は各区の面積である。これをみると、北京市といっても、その中心部は 1%にも満たない。表 2-3 より、旧城内の人口の規模は約 240 万人と、他の大都市と同じに高密であることが分かる。

### 2.3.4 北京の自然環境

図 2-4 のように北京の降水量は非常に少なく、半乾燥地帯 (500~600mm/year) に分類される。また、経済発展による都市化、工業化によってさらに水需要過多になっている。図 2-5 のように、夏暑くて冬が寒い。乾燥した気候によって、より寒く感じられる。

気候変動による降水量減少も問題となっており、黄河では河口部を中心に、1972 年から 99 年までの 28 年間、断流が頻発し、91 年以降は毎年、発生している。97 年の断流は延べ 226 日間、区間も河口から河南省開封市近郊までの 700km に拡大した。

しかし北京はこの水不足の海河にあって深刻な水不足を免れているのは政治的な位置よっている。つまり、首都であるため、中央政府によって優先的に水を確保されている実態がある。これに対して、近隣の河北省や天津市は北京以上に深刻な状況である。

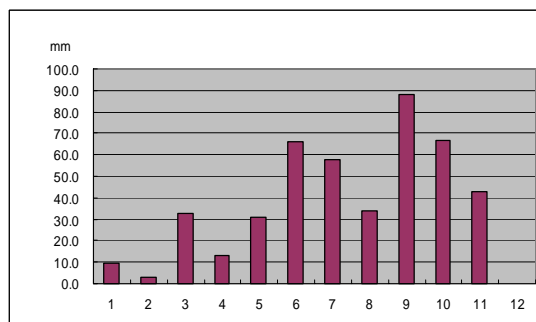


図 2-4. 月別北京降水量

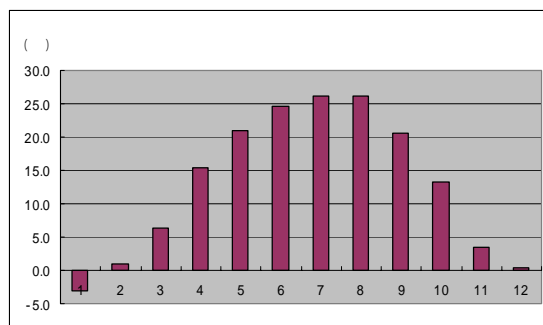


図 2-5. 月別北京平均気温

### 2.3.5 北京の都市計画

#### 都市の成り立ち

北京は規則と不規則、対象と非対称、人口と自然が共存して成立している。

13 世紀の元の時代にフビライハーンによって成立 (大都と呼ばれる) し、当時の人口は 4~50 万人であった。その後、明、新、民国、1949 年の解放まで中国の首都であり続けている。

明の時代に、まず元の大都の南側城壁を 800mほど南に拡張し、一方で北部を放棄した。16 世紀中期には、そのさらに南側に外城を建設する。

もともとは都市全体を取り囲み、四重の入れ子型の構造に計画する予定であったが、経済的な問題から南だけの建設にとどまり、凸型の都市形態が登場した。



図 2-6 清代の北京地図(大西 2001)



こうした形成のプロセスは内部の道路の様子に良く現れており、拡張した部分（外城）では行き止まりや曲がりくねった道がかなり多い。

図 2-6 は清代の北京である。これと現在の地図の街区構成はそのまま重なる。長い歴史の中で積み重ねてきた都市形成の様々な層が、現在の北京の空間構造にも受け継がれている。

### コスモロジー

北京都市形態は中庭から宮城、皇城へと徐々に空間を囲い込むことによって、明確なヒエラルキーを生み出そうとしている。また、中心軸を持ち左右対称に構成され、建物が中庭を囲いつつ奥へ伸びる四合院住宅の特徴は都市と同じ原理に基づいている。（中心軸の要素：鼓楼、鐘楼、景山、紫禁城、天安門、毛主席記念堂、前門など）

象徴性を生み出すための強引な計画は都市機能にも影響を与えた。水運を不便にしたため、都市南部が商業地の中心となった。東西交通の不便さゆえに商業地は工場を避けながら常に都市の北や南の中央に出現した。

北京は都市の中心軸を第一に考えて計画されたため左右対称の空間構造を持つが、実際には、このような計画が却って性格の異なる地区を生み出した。例えばそれは西貴東富（内城の西側では貴族が多く住み、東側には裕福な官吏などが多いの意）の成立にも示される。

全く新たに計画、開発された地区も少なからずあるが、多くの場所では近代までに形成された状態に強く規定されている。

### 四合院

四合院とは、中国の伝統的な住宅で、中庭を中心に周りを四つの棟が取り囲むタイプの住宅のことをいう。

北京は官吏の多い都城であり、彼らの専用住宅として四合院が作られた。北京の武家屋敷ともいえる。もともと中国では都市を堅固な壁で囲い、建築もまた敷地境界いっばいに棟を配置して、物理的活視覚的、意識的にも外部からの侵入を防ぐといった明確な特徴を持っている。それがもっとも顕著に表現されている。

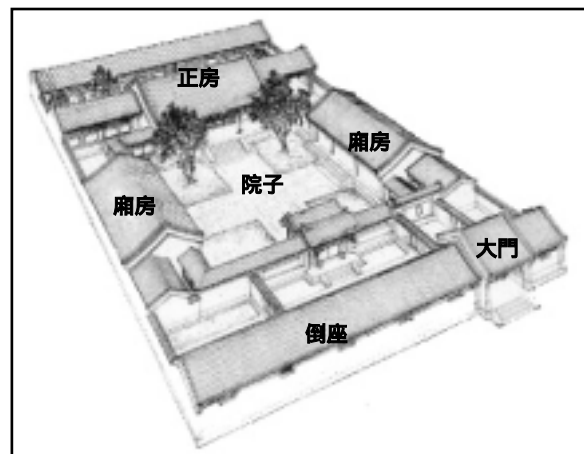


図 2-7. 四合院のモデル(大西 2001)

風水の考え方に従って最も良いとされる南東の隅に大門が設けられる。イスラム圏では内部のプライバシーを守るために使われる手法が、中国では風水からも説明できる。

大門を入ると、行く手をふさぐ照壁あるいは影壁とよばれる目隠し壁に突き当たる。四隅には悪気がたまるため、木を配置して、よい気に還元させようとする。このため、木

が多く植えられ、「森の都：北京」の源とされる。図 2-7 が四合院の典型的なモデルである。院子（中庭）を四つの棟で囲む様子が分かる。

但し、住環境を犠牲にしてまで四合院の原理を優先した構成が取られることは少ない。現代ではさらにそれが顕著である。

近年では、1949 年の中華人民共和国の成立によって、大量の人口が北京市内に流入し、四合院住宅を不法に占拠した。その後唐山地震（1976 年）によって多くの建物が倒壊した際、中庭に無秩序に増改築が進んだ。さらに文革を経て住宅供給が停滞したため、四合院は過去の裕福な家庭の住宅地としての面影をなくし、現在では増改築を繰り返した庶民の住宅となっている。四合院の近代化が進むが、上海のように経済的、文化的に西洋の影響を強く受けた都市とは違って、北京では簡単に伝統や歴史が近代にその座を譲り渡すことなく、現在でも比較的保存状態の良いまま残っている。

## 胡同

胡同（フートン）とは、北京にある小さな道のことであり、一般的に小街の半分の 6 歩（約 9.24m）であるとされる。

名前の由来にはいくつかの説があり、通路、横町、路地などに当たるモンゴル語であるという説や、井戸のモンゴル語であるという説もある。

北京の道の種類を以下に示す。

### 幹線道路

- <御街> 皇帝専用の幅の広い道路
- <大道> 一般の大通り
- <大街> 大道の中で城門に通じるもの
- <子街><街> 大街より小さな道

### 支線道路

- <巷> 胡同と同じ意味
- <路><曲><弄> 胡同や巷よりも小さな道



図 2-8. 四合院と胡同の空間構成 (乾隆京城全図)

鄭奕は『北京内城・朝陽門の街区構成とその変化に関する研究』の中で、胡同について、『元大都の街路計画制度は南北の「経」東西の「緯」からなり、大街は 24 歩、小街は 12 歩である。つまり、大街の幅の半分が小街の幅である。それ以外に 384 の「火巷」と 29 の「衢通」がある。「火巷」も「衢通」も今日では一般的には「胡同」と呼ばれる。南方では「胡同」を「巷」という。一中略一「火巷」はもともと「葛西から隔離し延焼を防ぐための障壁を設けた通路」を意味する。「衢通」はモンゴル語で「hutong」である。井戸を意味するという説がある』としている。

現在でも胡同は通路としての機能だけではなく、通風、採光、防火の機能を持ち、また公共空間としてコミュニティのスペースとなっている。

多くの住宅地の前を走り、住民生活が表出してきたため、近年では文化的、歴史的な道として観光名所としても親しまれている。

四合院と胡同の組み合わせは空間利用に関して極めて効率的なユニットである。

図 2-6 は清代の東四地区の地図（『乾俊京城全図』）である。これをみると、区の北と南の胡同間の距離が一軒の住宅の奥行きと同じにすると前後左右に自由に増やすことができる、四合院と胡同のユニットができていたことが分かる。現在でも、内城では大街の並びには商店が線的に成立し、そこから引き込まれる形で伸びる胡同から住宅地にアクセスするという構成が取られている。

このユニット構造が北京の歴史的、文化的な空間構成といえる。

### 2.3.6 中国・北京の都市変容の歴史

#### 中国の都市変容の歴史(表 2-4)

表 2-4 は中国の都市計画法の歴史である。1949 年の中華人民共和国の成立後、1953 年～1957 年の第 1 次 5 ヶ年計画期に「消費型都市を生産型都市に変える」というスローガンのもと、各地で工業都市、工業集中地区の建設が進み、小工場が全国いたるところに大量に建設された。歴史的環境に対する関心は薄れていった。

その後、文化大革命時期には「四旧」つまり古い思想、古い文化、古い風俗、古い習慣が革命対象として打ち碎かれることとなり、文化遺産も大規模に破壊されることとなった。

1979 年以来都市のインフラ施設の整備、住宅団地の開発、観光事業の発展などと同時に歴史とし全体の景観及び町並み、空間構造が本格的に破壊され始めた。この現状に対して中国政府は他の国の歴史的環境保全の経験を参考し、1981 年から歴史文化都市制度を制定してきた。1981 年 12 月 28 日に国家基本建設委員会、国家文物事業管理局、国家と市建設総局の 3 つの政府行政部門は「わが国の歴史文化都市保護に関する請示」という報告書を出し、国務院に対して歴史文化都市保護制度を設けることを正式に要請した。1982 年に国務院の承認を受け、第 1 回国家レベル歴史文化都市の 24 都市の指定が行われた。

1989 年には「都市計画法」が制定され、歴史文化都市の法的位置づけが再度確立され、

文物保護区法と都市計画法の両方に基づき、歴史文化都市保全制度が文物保全行政と都市計画行政の連携による保全制度として成立することとなった。表 2-4 に中国の都市計画法の歴史変遷を整理した。

表 2-4. 中国の都市計画法の歴史

1982 年	歴史的な環境保全のための都市計画制度の一つとして、「歴史文化名城」の指定を実施。北京はその筆頭の都市に挙げられる。
1983 年	全体的保全の理念に基づくマスタープランを実施。
	1949 年の解放以来、大きな再開発事業がほとんど実施されていない。
1984 年	本格的な法制度として、国務院より「都市計条例」が制定される。
1989 年	「都市計画法」が制定される。

### 北京の都市変容の歴史(表 2-5)

北京は 1949 年に中華人民共和国が成立し、新中国の首都として「全国の政治、経済、文化の中心として」「生産に奉仕し、中央に奉仕し、結局労働人民に奉仕する」ものであると都市発展の方針を決定した。

1963 年からの自然災害と経済失策のため、国民経済はしばらくの間困難にあった。都市では工業規模が増大して機能・形態が分散し、インフラ整備は遅れ、住宅の需要も満たせなかった。これらの問題が未解決のうちに「文化大革命」が起こり、問題はますます深刻になった。都市整備は無計画的に展開され、多くの文物と歴史的建造物が破壊された。

表 2-5 は北京の都市計画法の歴史である。1982 年に北京が「歴史文化都市」に指定されると、翌年にはマスタープランが制定された。建築の高度規制、皇城内と中心軸ならびに水系と緑地帯の保護をうたいつつ、道路や地下鉄のインフラ整備やスラム地区の再開発を目指した。1950 年から目標されてきた工業都市・経済都市としての項目がこの時点で削除される。現在では、上海、広州、香港などの他の地域がその役割を十分に果たしている。

1990 年には、市内 25 ヶ所の「歴史文化保護区」を制定し、翌年 1992 年に再び 2010 年ま

表 2-5. 北京の都市計画法の歴史

1982 年	首都計画建設委員会が中心となって、「建築高度規制の規定」を交付。
1983 年	マスタープランの制定。建築の高度規制、皇城内と中心軸ならびに水系と緑地帯の保護をうたいつつ、道路や地下鉄のインフラ整備やスラム地区の再開発を目指した。
1987 年	「建築高度規制の規定」を改正して「建築容積率の規制」「伝統風景区の保護」「景観とビスタの保護」などの内容が付け加えられる。
1990 年	25 ヶ所の「歴史文化保護区」を制定。
1992 年	再び 2010 年までを視野にいたしたマスタープランの制定と条例の集成。北京の歴史的な環境保全をさらに推し進めようとしたもの。住宅政策も、社会主義に根ざした福祉的な意味合いから、再開発による商品的な価値を目的とする方向へと完全に転換した。

でを視野にいたれたマスタープランの制定と条例の集成。北京の歴史的な環境保全をさらに推し進めようとしたものであり、故宮を中心とした「建築の高度抑制」「都市の中軸線」「凸型の都市形態」「緑地帯」「湖や河川」「碁盤目状の道路網」「色彩」などが重要項目に挙げられる。これは、文物保護の指定や様々な法制度が施行されたにも関わらず、実際にはそれが何の効力も発揮しなかったことを物語っている。住宅政策も、社会主義に根ざした福祉的な意味合いから、再開発による商品的な価値を目的とする方向へと完全に転換した。その後対象区は30区まで広げられた。北京計画委員会編『北京歴史文化名城北京皇城保護計画』でその位置が確認できる。

### 2.3.7 中国の環境問題の歴史

表2-6は近代の中国・世界の環境史の比較である。日本では、「高度経済成長→公害発生→公害反対の運動→公害対策→環境対策」という経路であるが、中国では高度経済成長期に達した1979年に「環境保護法（試行）」が制定された。法制定は経済発展段階と比べて相対的に早く、根拠を憲法に捉え、公害問題だけではなく、環境問題全般を法制化の起点とした。

表2-6. 近代の中国・世界の環境史

年	中国成立後の流れ	年	中国の環境に関する動き	年	世界の環境に関する出来事
				1960s	公害問題多発(日本)
1949	中華人民共和国成立	1974	環境保護指導小組設置	1962	「沈黙の春」
1966	文化大革命	1978	憲法改正	1972	国連人間環境会議 UNEP 成立
1978	改革・開放政策 高度成長期へ	1979	環境保護法制定	1987	WCEDが「持続可能な開発」を提言
1989	天安門事件			1992	リオデジャネイロ「地球サミット」開催
1992	社会主義市場経済に転換	1989	環境保護法改正	1993	地球温暖化防止京都会議(COP3)

## 2.4 調査地区の概要

以上を踏まえた上で、調査対象地区の概要を述べる。両地区とも「歴史文化保護 25 区」に指定された地区である。但し、今回の現地調査では東四地区に関しては一条から十条までに範囲を広げた。従って以下のデータに関しては、東四三条至八条についてであることに注意されたい。

### 2.4.1 東四地区

計画保護区の範囲は行政地区の「東城区」内に位置する「東四地区三条至八条」、つまり東四地区の三条から八条の間である。三条の北、八条の南、総敷地面積は 48.8ha で総建築面積は 347673.9 m<sup>2</sup>である。戸籍人口は 18006 人、6681 世帯、平均世帯人口は 2.7 人である。

計画規制区は南を北の两部分に分けられ、朝陽門内大街より北、三条より南は「南区」とし、八条より北、東四十条の南は「北区」とする。東四北大街、朝陽門北小街の両側は保護区の隣接区である。

北京東城は一つの地理概念として 700 年もの歴史を持つ。最初は元の大都の政治、経済の中心であった。明代に首都を北京に移した後は都市の基本構造は現在に至るまで変化していない。明代初期、工商業の発展を促進するため数千軒の“廊房”をつくり、商人や住民を招いた。

東城食料庫の設立、灯市（夜の屋台）、祭り、教坊司的存在など数多くの人々が東四に住み込んだ。商人たちはお金があるが政治的地位はないため、等級制度が厳しい封建社会に彼らの住宅は“法式”の制約に制限され、面積・材料・規模から見ると王侯貴族の豪邸などとは比べられるものではない。しかしそれでも灰色の煉瓦、瓦、玄関であるが、普通の貧民と平民の住宅と比べると高級なものであった。

東四付近は整然で質も高い四合院住宅地になった。写真 2-1 は東四地区中心部の様子であるが、これをみると、整然としてゆったりとした胡同空間が広がることが分かる。



写真 2-1 東四地区の様子 1

元・明・清・民国の地図から比較してみると、東四北一帯の街区、胡同は目立った変化はない。しかし、四合院住宅は、民国以降、解放(1949)の前までは内憂外患・民不聊生(人々が安心して生活できない状況)のために修繕が出来ず、次第に衰退していった。

中華人民共和国設立以後、人民政府は毎年莫大な資金を使って危房（老朽化が激しく使用が危険な建築物）を修繕してきたが、それでもなお全てを修繕するには不足であった。一時的に改善されたが、文革、地震、院子（中庭）への仮設建設により次第に悪化していった。現在は保護区及びその周辺の地域に長い年月修繕されていない危険な建物があり、さらに下水道が通っていないなどインフラの条件が悪く、人口密度が高い。

伝統的な四合院はこの保護区の特徴の一つであり、その外観や数は相当良好であるといえる。従って、北京市は「伝統的な四合院を展示する最高の場所」としている。名城の保護、文化遺産、旅行の開発、経済発展に対して特別重要な意義を持っており、これらを保護することが本地区を保護する際に重要である。

整然とした道路区画と胡同は本地区の特徴である。南北向きの四合院が有機的に配列され、東西向きの胡同があり、更に南北向きの街坊が成立している。面積、胡同の長さ、直進している道は、各保護区の中で典型的・特徴的なものである。街区、街道、胡同、四合院などによって形成された都市の全体景観、歴史風貌、文化的な雰囲気及び建築的空間構成は重要な点である。写真 2-2 のような、現在もなお、静かな胡同空間が広がる。



写真 2-2 東四地区の様子 2

#### 2.4.2 鮮魚口地区

鮮魚口歴史文化保存区は崇文区前門の商業区に位置し、西の前門大街から東の草場十条、北の西打磨場街、西興隆町から南の計画道路までとなっている。

保存区計画範囲内の総面積は 38.08ha で、その中の重点保存区の総用地面積は 10.76ha (鮮魚口街重点保存区は 1.2ha で、草場三条至十条の重点保存区は 9.56ha) となっている。建設着規制区は 27.32ha である。

元来鮮魚口は如猪市、肉市、果子(菓子のこと)市、珠寶市、草市、糧食市などが並ぶ市場町であったが、現在でも伝統的な商業、会館、娯楽、居住建築が一体となった商業住居混合地区である。前門大街に沿って老舗店舗が立ち並び、前門から西打磨場街の入り口は面的に商業地が広がる。東四とは対照的に、不整形な形で四合院と胡同が立ち並ぶ高密な地区である。写真 2-3 は現在の鮮魚口地区の商業地区である。このように、現在も尚大勢の人がここで買い物をしていることが分かる。



写真 2-3 鮮魚口地区の商業地区

鮮魚口地区は清代に入ってから現在の原型を成立させた。清朝の統治者の計画によって内城を 8 旗 (8 区) に分け、全ての漢族の役員を外城へ移住させ、内城には劇場会館及びその他の私営商業施設の運営を禁止した。

もともと内城にある店舗、漢族役員及び商人達は、外城へ移住しなければならなかった。そして、科挙の試験制度などの活用により、大量の会館が建設され、外城の発展と鮮魚口地区の繁栄が促進された。

それ以来外城は “名店云集・名品聞名” となり、老舗はその発展に役立った。鮮魚口地区は特に当時北京の “名前だけでなく本当に良い” とされる商業地域であった。崇文区の調査により、区内には約 154 の会館があり、鮮魚口の歴史文化保護区内だけで 25 存在する。住宅や寺は現状から見るとほとんど破壊されたが、建築考証から、古い建物に残った金柱玄関や精美影壁、そのデザインなどからここに高官の自宅、名人の居室があったことがわかり、当時の繁栄を偲ばせる。

草場三条から十条の重点保護区及び草場頭条、二条建築控制地区は南北向けの胡同により形成されている。東西向けに分布した四合院集落は北京においても数少ない、大規模な南北胡同群となっている。

鮮魚口地区の街道は主に胡同であり、平均道路幅は 4.5m と狭い。自動車が通行できる胡同はほとんどなく、清及び民国時代の様相をそのまま残している。しかし、道の両側に不法建築が多く建てられているのが現状である。



### 第3章 屎尿処理システムの変遷 — 中華民国末期から現代にかけて —

- 3.1 本章における研究の枠組みと方法
- 3.2 北京におけるギルドの社会構造と変遷
- 3.3 屎尿処理サービスの変遷
- 3.4 公衆便所の建設からの変遷
- 3.5 まとめと考察

## 第3章 尿尿処理システムの変遷—中華民国末期から現代にかけて—

### 3.1 本章における研究の枠組みと方法

本章では、清国後期から中華民国、そして中華人民共和国になるにつれて社会主義への推移によって尿尿処理のシステムがどのように変化を遂げていったのかを把握する。その後、現在の利用・管理のシステムが成立するまでの過程を述べる。

これらの変遷を解明するには、史料・情報が不足していたため、全てを明らかにできていない。そこで、特にギルドのよる尿尿回収については、現在あるデータにおいて想定できるものについて仮説を立てることにした。その後、1960年代以後の変遷は北京市のインタビューから情報が得られ、正確な記述ができたと考える。

まず、北京において、1949年の中華人民共和国成立以前に北京市のサービス業を担っていた「同一階級に属し同類の生業に従事するか共通の利害または目標を有する人々によって相互の扶助及び防衛のために結成された団体」(バーヂス1949)である“ギルド”の活動の概要について説明する。続いて、その中で尿尿処理を担っていたギルドについての記述を試みた。その後ギルドの役割をとって代わった北京市の役割と、公衆便所が建設された過程について述べた。そして最後に現在の便所について述べた後、本章全体を通したまとめと考察を行った。

## 3.2 北京におけるギルドの社会構造と変遷

北京の屎尿処理サービスは、主にギルドがその役割を担っていた。ここでは、北京においてギルドがどのような役割を担っていて、その後崩壊していったのかを文献史料を用いて整理する。

### 3.2.1 中国・北京のギルドの既往研究と本研究の位置づけ

ギルドの研究に関しては特に 1920 年代にかけて S・D・ギャンブルと J・S・バーヂスによるギルド組織についての調査報告が皮切りとなった。その後、仁井田陞は法社会学の視点から 1940 年代の北京をはじめとする諸都市のギルドの実態について聴取調査を行った。

この調査に同行した今堀誠二氏は、同じく 40 年代に北京などにおいてギルドを中心とする社会調査を行ってその記録を残している。両氏は北京のギルド研究に多大な功績を残し、清代から 1940 年代までいたる流れが鮮明となった。

現在東京大学東洋文化研究所に所蔵されている仁井田文庫は本研究所名誉教授仁井田陞氏の逝去（1966 年 6 月）後、所蔵の中国書 5,000 冊、洋書 120 冊、和書 2,200 冊、清代公私文書類 900 余点、50 基の碑文の拓本が東京大学東洋文化研究所に寄贈されたものである。ギルド研究に関する貴重な資料である。

本研究で参考にしたギルドに関する既往調査や研究としては、以下のものが挙げられる。

Pecking: A Social Survey / Gamble, Burgess 1921

支那ギルドの研究 / 根岸佶 1932

支那ギルド論 / モース 著 増井経夫 訳 1939

北京の支那家族生活 / S.D. ギャムブル 著 福武直 訳 1940

北京の市民 / 羅信耀 著 式場隆三郎 訳 1941

北京のギルド生活 / バーヂス 著 申鎮均 訳 1942

中國の社會とギルド / 仁井田陞 1951

中國のギルド / 根岸佶 1953

中国封建社会の機構 / 今堀誠二 1955

中国封建社会の構造 / 今堀誠二 1978

中国封建社会の構成 / 今堀誠二 1991

仁井田陞博士輯北京工商ギルド資料集 1~6 / 佐伯有一 田仲一成 他 1975

北京の工商ギルドと其の沿革 / 仁井田陞

しかしこれらの資料・研究はギルドの仕組みを通して庶民生活の構造まで言及しているものの、屎尿回収や便所についての記述は極僅かである。

また、ギルドは自己の意見を主張する文字資料を残せず、歴史文献において沈黙している社会集団といえる（熊 2000 年）。確かにギルドの教育水準は低く、屎尿回収に関わる同業組合も同様であった。そのため、彼らが自身について記述することができず極めて資料が制限されている。

熊の研究にあるように、上水道に関して契約文書があるように、屎尿回収にも契約文書が存在する。しかし現在日本国内で入手することは極めて困難であり、筆者の力量不足もあって、そこまでの言及はしない。

従って、水道業などの他のサービス業のギルドに関する研究や 1949 年以後北京市による回収時の情報を参考にして推測し、仮説を立てることにする。

### 3.2.2 ギルドに関する知見の整理

ギルドとは、同一階級に属する、または同類の生業に従事する、若しくは或共通の利害または目標を有する人々に依って相互の扶助及び防衛の為に結成させられた団体である。

北京で商人達が個々で商売を行うわけではなくギルドを結成した主な理由は、非組合員が営業を阻害する事を防ぎ、組合員の公平な労働を確保することにあった。

バーデスは、「北京のギルド生活」の中で、当時(1928 年)中国にあったギルドの類型を以下のように列挙している。

- |   |
|---|
| <p><b>宗教的団体</b>—特定の神人、または聖賢を禮拜（礼拝）するために結成されたもの。</p> <p><b>技職組合</b> —同業組合（the craft guild）の中の一類、すなわち製造品ではなく彼らのサービスを売る組合を指す。俳優組合、理髪師組合、講談師組合、盲人吟遊師組合、水組合など。</p> <p><b>手工業組合</b>—この範疇は手で品物を製造する労働者達からなる諸団体を包括する。</p> <p><b>商業組合</b> —小売商でも卸売商でも、物品の販売に従事する同一業目の商人達の結社</p> <p><b>同郷組合</b> —その構成員が悉くクラブ所在地に対して外来の官吏や承認であって、彼らの官務又は商務に由ってその地に来ている者。</p> <p><b>同郷人組合</b>—構成員の商工業の保護促進を目的とする同郷組合。同一の省や地方又は都市の出身者から成る。</p> <p><b>商人ギルド</b>—地方の商人全体によって組織され、その地方の商業を規制し、そして彼ら自身の利益を守るギルド商人。牛荘の大ギルド、汕頭の大ギルド、廣東公行の 3 つのみである。これは業目の如何を問わず、一地方又は一都市の商人全体を網羅する組織であって、『ギルド商人』の名もやはり適当とは思われないがそのように訳される。根岸侘氏はこれを『集落ギルド』と呼ぼうとしている（根岸 1932）。</p> |
|---|

尿処理のサービス業は上記の分類によると、技職組合にあたる。これらの職業は「賤業」といわれ、不潔で重労働なため主に山東省のものがやるとされ敬遠された仕事だった。(熊 2000)

町や都市のギルドにおける徒弟達は概ね田舎から出てきて居り、彼らは宗族や村落の背景を背負ってきていた。

例えば北京の水汲人夫は殆ど山東から、私営の金融機関は例外なく山西からきているなど、大いなる類似が存在していた。

### 3.2.3 ギルドによる飲料水の供給

ここで、同じサービス業には類似があるはずであると考え、尿尿回収サービスと同じ技職組合である水供給サービスを担っていたギルドについて詳しく見てみる。

『民国以前、上水道が敷設される前は「水夫」と呼ばれる人々によって飲料水が売買されていた。本来は公共井戸は誰でも汲むことができるはずであるが、住民に送水サービスを営む業者では、水を汲む道具を設置し、井戸のそばに水車等の道具の倉庫、営業者や「水夫」の住所として水屋胡を建てて、水売買業者の間で次第にその水源を独占しつつあり、水売買を営む権利の一種となった。そして、水道路は一軒一軒の利用者からなる生活用水の固定の商売路線、商売空間である。この路線の基本的なものは一つ一つの「四合院」世帯である。したがって、水道路は必ずしも特定の町のような一円的空間を指さず、ある地理空間に散在している特定の世帯である。

このように、水道路の利権は四合院や胡同のコミュニティに深く結びついていた。』

(『清代民国時期における北京の水売買業と「水道路」』より簡略)

### 3.2.4 ギルドの解体

商工業にのみ着目してみると、解放以後しばらくは多くの製品がギルドによって作られていた。

中華人民共和国が1949年に成立した際に国家体制が確立し、社会主義国家もしくは共産主義国家になったと誤解されがちであるが、実は骨格の部分でさえ臨時的、暫定的な措置が色濃く残っていた。

1950年6月の中共第七期第三回中央委員会全体会議で毛沢東は「ある人は資本主義を早く消滅させて社会主義を実行できると考えているが、それは誤りであり国情に適合していない」と発言している。その後毛沢東は1953年には「中華人民共和国が成立してから社会主義的改造が基本的に成し遂げられるまで、これは一つの過渡期である。この過渡期の党の総路線と総任務はかなり長い期間内に国の工業化と農業、手工業、資本主義商工業に対する社会主義的改造を基本的に実現することである」と述べている。

そして第一次五カ年計画終了前の1956年に中共第八期第三回中央委員会全体会議で「農業、手工業、資本主義的商工業の社会主義的改造は成し遂げられた」と宣言した。(天児

1999)

私営工商業の改造は大まかにいって 2 つの段階に分けて進められた。第一の段階では、企業はそのままにしておいて、国家が原料を入れ、委託加工をやらせ、統一的に買い付けるやり方を取った。これは 1950 年に着手されて 1954 年まで主としてこの方法がとられた。この間に私営企業は国家によって利益で与えられると同時に制限を加えられ、その後 1954 年以後は、大型起業の多数を公私共営企業にするやり方をとった。(岩村三千夫 1963)このようにして私営工商業の社会主義的改造が行われた。

### 3.3 屎尿処理サービスの変遷

#### 3.3.1 清代末期から 1960 年にかけて

##### ギルドによる屎尿回収システム

市民生活が本格化した宋代の記録では、その汲取りが利権化するほどの価値が認められた。当時大家には汚水溜が設けられており、これらを「傾脚頭」と呼ばれる清掃夫が毎日定期的を集めていた。彼らはそれぞれ顧客を持っており、顧客の争奪をめぐる訴訟すら行われた。(循環型社会白書 2001)

また、住民へのヒアリング結果より、1960 年代に公衆便所が設置される以前は、住民達は「馬桶」「缶工」と呼ばれる桶、日本でいう「おまる」のような着脱式の桶に溜めており、そして北京市からの清掃業者が各戸を回り、屎尿を回収し、それを農家に販売していたことが分かった。

このことから、屎尿の契約形態は上記の水供給サービスを担っていた水売買業者の形態と類似していることが分かる。おそらく清代、中華民国時代の北京においても、屎尿回収は汲み取りが利権化していたと考えられる。

また、屎尿処理サービスの担い手がギルドから北京市に代わったのであれば、回収後に農家に転売していたという循環型のシステムが成立していたと考えられる。

#### 3.3.2 屎尿回収を担っていたギルド

「北京のギルド生活」によると、「清掃夫組合」と「人糞商組合」というギルドが存在している事が分かる。

『警察は街路上のある場所に清掃夫達の手押し車を留めることを禁止した。清掃夫組合はこの新規定に対抗して共同便所の汲み取りを拒否した。』とある。つまり清掃夫組合は少なくとも共同便所から屎尿を回収する業務を持っていたことが分かる。おそらく各戸の屎尿回収も彼らが担っていて、「水夫」のように、各戸、または胡同を一つの単位としたコミュニティを担当し、処理していたと考えられる。

また、「人糞商組合」に関しては、文脈からはその業務の内容を把握することはできない。しかしその名称から「人糞を販売する業務」を担っていたことが推測される。そして、そ

の販売先はこの時代に人糞を堆肥として使用していた農家であると推測される。

以上より、1949 年までの北京では、住民から清掃夫組合、人糞商組合、そして農家へと屎尿が渡り、そこから作物としてまた住民に供給されていくという循環構造が成立していた事と考えられる。

### 3.3.3 清掃夫組合の公共サービスへの引継ぎ

北京市のヒアリングによって、「1960 年以前、四合院(旧式の家)内には普通に何世代もの人が居住し、四合院内にあった 2 箇所の便所（穴が開いているだけのもの）があり、“糞工人”がそこから定期的に糞を取り出していた。」ことが分かった。

このことから、社会主義への移行に伴い私営工商業が公私共営企業に変化していったように屎尿処理サービス業に関しても社会主義に移っていった際に公共サービスとなっていたと考えられる。

## 3.4 公衆便所の建設からの変遷

1949 年以降に北京市が担っていた屎尿回収サービスだったが、現在でも他の多くの国と同じように公共サービスとして北京市がその役割を担っている。公衆便所の設立から現在までの過程に関しては、北京市と住民のヒアリング結果から明確に把握することができた。

### 3.4.1 公衆便所の設立

住民の生活の質を高めるため、1960 年代後に少しずつ“廁所出院(便所が庭から出て行く)”が推し進められ、屎尿回収のシステムは変化を遂げた。

東城区の四合院(旧式の家)の庭内にあった便所は埋めて平らにして人が居住した。約 50 メートルに一つ程度公衆便所が建てられ、住民達はそれを利用するようになった。

西城区の一部の便所は移りだし、そして公衆便所を建てた。一部の四合院の便所は便所の扉内向き（庭の中のひとだけで使う）が外向き（つまり公衆便所）に変化した。改造後の公衆便所は少しずつ水洗のシステムになった。

これらの公衆便所は手洗い所も個室（仕切り）もない。しかし、このような公衆便所を利用するのに住民には反対意見は多くなく、多くの住民が住居内から便所がなくなるため、「臭くなくなる」「キレイになる」「スペースの削減になる」との理由で受け入れたとされる。

このような公衆便所の建設・改造は継続的で、20 世紀末までに人力で便所屎尿の取り出す歴史、つまり“糞工人”が定期的に糞を取り出していたシステムは消滅した。現在は糞（屎尿）と汚（便所の水）が合流した形で、化糞槽も設置し、もしくは肥取車（バキュームカー）が取り出し回収している。

### 3.5 まとめと考察

以上より、清代末から1949年までは、住民、ギルド、農家の間で尿尿の循環が行われていたと考えられ、1949年以降、社会主義が浸透してからは北京市がその役割をギルドにとってかわったと考えられるが、循環システムは維持されたままであった。その後1960年代に公衆便所が建設されたため、住民は各自の家の中に便所を持つ事をせず、日常的に公衆便所を利用するようになった。

以来、人力の回収からバキュームカーで回収、または下水道に放流するなどインフラに変化があったが、住民が公衆便所を利用するシステムは依然として変わっていない。従って、現在の公衆便所の利用システムは1960年代の公衆便所の建設時に形づくられたことが分かった。

その後、尿尿が農業利用ではなく下水処理場で処理され川に放流されるようになり、以前のような循環型の構造が失われたことが分かった。その後下水道普及率は上昇し、2008年の北京オリンピックに向けてさらに急ピッチで敷設が進められている。

このように、他先進国の都市部では下水道の敷設、都市再開発や近代化の過程で個別便所を持つようになったが、中国では個別便所から逆に公衆便所へと転換し、そのまま維持されている珍しい例であるといえる。

それが可能になった理由として、社会主義国家によるトップダウンの政策とは無関係ではないだろう。

次章以降では、1960年代に形作られた公衆便所の利用システムが現在どのように利用・管理されているのかを詳細に把握する。その後、住民から受け入れられ、維持されている要因について、利用側である住民、管理側である北京市の双方から分析する。



## 第4章 現在の公衆便所の利用・管理

- 4.1 本章における研究の枠組みと方法
- 4.2 北京における公衆便所の種類
- 4.3 住民の公衆便所の利用状況
- 4.4 公衆便所の清掃・管理状況
- 4.5 路上清掃員について
- 4.6 出稼ぎ労働者にとっての2類公衆便所の  
管理人職について
- 4.7 北京の下水道状況
- 4.8 まとめと考察

## 第4章 現在の公衆便所の利用・管理

### 4.1 本章における研究の枠組みと方法

第二章では、1960年代に成立した公衆便所が現在も存在し、住民が未だ日常的に利用していることが分かった。

本章では、まず『公共厕所建設標準』を基に、北京市の公衆便所の分類を述べ、どのような条件のもと北京市に公衆便所が建設されているかを記述する。

その後対象地区である東四、鮮魚口地区について、現地調査によって把握した現在公衆便所の配置と住民の利用形態と意識、公衆便所の清掃員の社会的背景、また北京市による維持管理について、詳細に把握した。

最後に、このような清掃管理システムがいかに関維持されているのかについて考察を行った。

## 4.2 北京における公衆便所の種類

ここでは、北京市内にある公衆便所にはどのようなものがあるかを把握し、その種類と、東四地区、鮮魚口地区での分布を確認した。

### 4.2.1 北京の公衆便所の分類基準

『公共厕所建設標準』によると、北京市の公衆便所は1. 独立式公衆便所 2. 附建式公衆便所 3. 移動式公衆便所などがある。本研究で対象にするのは「独立した建築形式の公衆便所であり、歩行者と都市住民に利用される主要な便所」である独立公衆便所である。

独立式公衆便所には、住宅地などに設置され設備が殆ど揃っていない「3 類」、水洗で衛生環境のより高い「2 類」、自動洗浄など高い設備が揃っている「1 類」のように、その規模や性能に応じて3の段階に分類されている。

独立式公衆便所は、繁華街、重点地区、主要街道、主要道路、公共活動地域と住民住宅区に、以下の計画要求 a~d の基準を満たした上で建設される。

- a) 広場の周辺、主要幹線道路の両側(但し、広場は一般休日の人数により概算する。大きなイベント、重要な祭礼の場合、簡易便所を設置する)。
- b) 駅、港、コンベンションセンター、スタジアムなどの公共施設の近く。
- c) 有名な観光地、公園、公共緑地、卸市場、大型駐車場、及びその他の公共施設の近く。
- d) 新興住宅地及び古い住宅地。

以上のように、所在地域の需要程度と利用人口により、類別・規模が違う独立公衆便所をつくる。

表 4-1 に示すのが『公共厕所建設標準』による北京市独立式公衆便所の1 類~3 類の独立公衆便所の設計・建設基準分類基準である。

明確にその設備や設置する場所など、その役割が定められており、今現在一番多く建てられている3 類公衆便所は設備が劣っていることが分かる。北京市がこうした基準を設けたことで、3 類公衆便所を更新していくという政策はより市民に分かるようになった。北京市の今後更新していくという真摯な姿勢がうかがえる。

表 4-1 北京市独立式公衆便所建設分類表

	一	二	三
適用範囲	繁華街地域、重点地域、主要道路、大型公共施設	繁華街地域、重点地域、主要道路、バス発着点、公共施設、長期的に保留する平屋地域、卸市場	普通道路、胡同と住宅地
建築形式	新しく、美観、古都、現代化の特徴に合うもの	美観、古都、現代化の特徴に合うもの	多様
室外装飾	美観と環境に合う	環境に調和する	環境に調和する
室外緑化	環境に合う緑化を推進する	環境の需要により、緑化	なし
平面配置	男子大便器、小便器と洗面所を独立設置。女子便所の便器と洗面所が独立。	男子大便器、小便器を独立設置。洗面所は男女共用。	大便器、小便器の通路は別でもいい。
管理室	6 m <sup>2</sup> 以上	4 m <sup>2</sup> 以上	条件による
道具室	2 m <sup>2</sup> 以上	2 m <sup>2</sup> 以上	条件による
利用面積	平均 5-7 m <sup>2</sup> に一つの大便所を設置	平均 3-5 m <sup>2</sup> に一つの大便所を設置	平均 3 m <sup>2</sup> に一つの大便所を設置
室内高さ	3.7-4m	3.7-4m	3.7-4m
非常口	車椅子の幅 800mm、長さ 1200mm の設計により、進出できる通路の幅、尺度と角度の半径を設計	車椅子の幅 800mm、長さ 1200mm の設計により、進出できる通路の幅、尺度と角度の半径を設計	条件による
付属施設	実際の条件と需要により荷物入れを設置	実際の条件と需要により荷物入れを設置	条件による
便所の扉	良質の、高級な扉、防蠅ネット付	中級扉(ステンレス,木) 防蠅ネット	木、鉄製の扉

		ト付	
室内天井	防潮、耐食材による	塗料あるいは吊頂	ペンキ
室内壁面	高級タイルが全体に	タイルが全体に	1.5m 以下はタイル、それ以上は塗料
地面、踏台	高級防滑タイルの地面	標準防滑タイルの地面	耐食タイルの地面
地面排水	排水装置、男女各一つずつ	排水装置、男女各一つずつ	排水穴を通して便槽へ
排水	排水管は 200m 以上、防臭トラップをつける	排水管は 200m 以上、防臭トラップをつける	排水管と糞槽の間にも防臭トラップをつける
モップ洗い	有り、不暴露	有り、不暴露	有り
三段階化糞槽	隣にある市政管路とつなぐ	隣にある市政管路とつなぐ	隣にある市政管路とつなぐ
暖房	有り	条件による	無し
冷房	有り	条件による	無し
照明	投射灯、省エネ灯、壁灯、鏡灯	省エネ灯、天井灯、蛍光灯	普通照明灯
大便所の面積	(0.9-1.2)m × (1.3-1.5)m	(0.9-1.2)m × (1.2-1.5)m	0.85m × (1.0-1.2)m
大便所遮断板	防傷、防汚の新材料、高さ 2m	防傷、防汚の新材料、高さ 1.8m	水磨石等、高さ 1.5m
大便所扉	防酸、防アルカリ、防傷、耐火の新材料、高さ 1.8m。扉の組み合わせは蝶番式で鍵の使用表示がある。無使用の時も管理人が外から開けることができる。	防酸、防アルカリ、防傷、耐火の新材料、高さ 1.8m。扉の組み合わせは蝶番式で鍵の使用表示がある。無使用の時も管理人が外から開けることができる。	木門 1.5m
大便器	高級洋式、和式の独立大便器(2:8)。和式大便器長さは 600mm 以上、扉まで 400mm 以上であること	高級洋式、和式の独立大便器(1:9)。和式大便器長さは 600mm 以上、扉まで 400mm 以上であること	防臭便器、尿止孔式大便器、扉までは 300mm 以上であること

大便水洗設備	和式大便器は赤外線自動感應式、または足踏式	和式大便器は赤外線自動感應式、または足踏式	節水手動式、集中水槽は、自動水洗式。
障害者用大便器	取っ手付き高級洋式便器。男女一つずつ	取っ手付き標準洋式便器。男女一つずつ	取っ手付き洋式便器。男女一つずつ
年配者用大便器	取っ手付き高級洋式便器。男女一つずつ(状況により、障害者用と分ける)	取っ手付き標準洋式便器。男女一つずつ	取っ手付き洋式便器。男女一つずつ
小便器間距離	0.8m	0.7m	小使用通槽
小便器間板	幅 0.4m、高さ 0.8m	幅 0.4m、高さ 0.8m	状況による
小便器水洗設備	赤外線自動感應式	赤外線自動感應式、または足踏式	足踏または手動式
小便器	高級大人用小便器、児童用小便器も設置	標準大人用小便器、児童用小便器も設置	タイルで舗装し、踏み台なしの小便槽
障害者用小便器	合金製取っ手付き。立てるもの。男子便所に一つ設置する。	取っ手付き。立てるもの。男子便所に一つ設置する。	取っ手付き。立てるもの。男子便所に一つ設置する。
緊急ベル	障害者と老人用の中に設置	障害者と老人用の中に設置	設置しない。鍵もない。
フック	一つの便器毎に一つ美観かつ頑強なもの	一つの便器毎に一つ標準的なもの	一つの便器毎に一つ固定式
トイレットペーパー	有り	有り	無し
紙屑入れ	男女共一つの大便器に一個ずつ	男女共一つの大便器に一個ずつ	無し
洗面所	赤外線自動感應式豪華洗面所	赤外線自動感應式標準洗面所	標準的洗面所
石鹸	有り。男女共に一つずつ(手動式)	ソープ、固形石鹸と液体石鹸	無し

乾燥機	有り。便器の数により、男女共に 1-2 個。もしくは紙式	状況による。	無し
鏡	壁鏡	壁鏡または面鏡	有料便所に設置
除臭装置	有り。物理除臭、定期的に除臭材を散布	有り。物理除臭。	無し
地図表示板	有り	有り	有り
電灯付便所表示板	有り	有り	有り
男女表示	有り	有り	有り
和洋式表示	有り	有り	無し

#### 4.2.2 北京の公衆便所の設計基準

『公共厕所建設標準』によると、公衆便所の設計において以下 1-5 のように原則を定めている。

1. 公衆便所の設計は、人間を重視し、文明、衛生、適用、便利、節水、防臭を原則とする。
2. 公衆便所の外観と色使いは周辺の環境と調和し、美観を重視する。
3. 公衆便所の平面設計は衛生空間(便所・便器)の配置と清掃道具の使用空間を合理的に設計し、障害がない通路と施設の配置を配慮する。
4. 公衆便所の建築分類標準：独立式公衆便所はその場所の重要程度により、3つに分類される(表 3-1 参照)。
5. 女性は便所にいる時間が長く、スペースが広いという特徴があり、適当に女性便所の建築面積と便座数を増やす。便所について、男性用(大小便器)の個数と女(大便器)の比率は 1:1 から 2:3 とする。特に独立式公衆便所は 1:1 で、商業区は 2:3 が望まれる。

都市発展の需要により平房居住区の便所を段階的に改築し、住民の便所利用条件を改善する。便所の修建が難しい重点地域と主要道路については関係部門の同意を得て、少量の緑地或いは地下便所を建設する。

『公共厕所建設標準』ではさらに、独立公衆便所の特徴を以下のように述べている。

- 独立公衆便所の設計は、内部機能の完備に重点を置く。便所の利用環境の文化、衛生、利便、適用、節水、防臭は内部機能の基本的な要求である。総合的な処置を通して内部機能を完備する。その上で、外見と環境を調和させる。
- 可能な限りで独立式公衆便所の外部は緑化、環境の美化を行うべきである。
- 独立公衆便所において、無障害設計の通路と扉などの設計変数の選定について、一類と二類の公衆便所は車椅子の長さ 1200mm、幅 800mm により、設計を行う。無障害便所内に 1500mm×1500mm の車椅子が回れる空間が必要となる。
- 化糞槽の悪臭が室内に入るのを防ぐために、糞便排出口にφ150 から 300mm の防臭トラップや空気を隔離させる装置を設置する。洗面台も防臭トラップをつける。化糞槽に直接壁内の管路を通して、室外へ排出させる排気管をつける。
- 地下便所の設計と建設をする際に、できるだけ現場の地下構造物と市政管路の現状



を調べる。尿尿の抽出、排臭と自然採光についても注意する。汚水の逆流を防止するため、直接汚水管と市政管路を連結することを避ける。化糞槽を設置すべき必要なポンプを配備し、便所の通常利用を保障する。設計について、その外観は全体の景観に影響しないこととする。

- 地下への汚染を防止するため、便所、地面、踏み台、小便池と壁化粧を掃除しやすくするために、全部不透水性の材を使用する。地面について、適当な斜度（0.01-0.015）が必要で、排水溝あるいは排水穴を設置し、掃除排水を排出しやすくするためである。
- 公衆便所の通風効果を改善するため、設計する際に以下の注意事項を考慮すべきである。
  - a) 建築向きを選択;できるだけ便所の縦軸(中心軸)を風の風向きと直角になること。太陽の輻射と夏豪雨の襲撃を総合的に考慮すること。
  - b) ドアと扉の角度を大きくし、便所の通風効果を改善する。
  - c) 庇の幅を大きく取り、風を大きく取る。
  - d) 天窓を作るときに、通風をしやすくする。
  - e) 排気口を増やす。
- 独立公衆便所は、保温防寒の措置をとること。
- 対外の熱を排熱する部位（ガラス・窓など）と部品について保温措置を取る。
  - a) 窓の保温：十分な通風、採光の条件の下で、できるだけ窓の面積を減らし、窓の保温機能を改善する。
  - b) 冷橋部位の保温：できるだけ、保温の材料を使って冷橋部分をつくる。
- 化糞槽（貯糞槽）の四壁と底を設計する時、防水処理を施し、蓋は硬いもの（特に自動車を通れる所で）で、厳密に隙間を開けないように検査口（糞を汲み取る場所）について、低いところを避けて、雨水の浸入を防ぐため、蓋は DB11/47 の基準を満たす。化糞槽（貯糞槽）の位置はできるだけ道沿いに設置し、汲み取りやすいように人間があまり活動しないところにつくる。
- 化糞槽は地下取水構築物との距離は 30m 以上離れて、化糞槽の壁は他の建物から 5m 以上離れる。条件の制限により、ある程度減少できるが、建物の基礎に影響しないこと。

- 尿尿(主に固体部分)は市政の排水システムに流されないように、化糞槽を設置する。化糞槽の容積の計算は以下の通りである。

$$W=(1.3 A_n N+365V)/C_n$$

W-貯糞槽の容積

A<sub>n</sub>-一人年間尿尿蓄積量

N-毎日便所利用者人数

1.3-化糞槽の予備容量係数

C<sub>n</sub>-年間化糞槽の掃除回数

V-毎日用水量

- 公衆便所の尿尿(主に液体部分)の排出方式：優先的に直接市政污水管路へ放流する方式を取り、次に化糞槽発酵沈殿を経て、市政污水管路へ放流する方式を取り、最後に貯糞槽から直接バキュームカーで汲み取って持つてく。
- 通風孔及び排水溝など、ネズミを防ぐためその便所の外への出口について鉄網を作る。

以上のように、採光から通風まで、詳細に基準が決められており、劣悪な公衆便所をつくらないようにされていることが分かる。特徴的なのは「化糞槽」で、下水道が敷設されていない地域での公衆便所の建設に配慮している。

但し、鮮魚口地区のように超高密な地域では以上の基準を満たして建設することは非常に難しい。この基準が遵守されて公衆便所が建てられているというよりも、実際はあまりにも劣悪な公衆便所をつくらないように、北京市が一定の品質を求めることで水準を上げるためのものと思われる。以上の原則が厳格に守られていないとしても、この基準には一定の意味があるだろう。

#### 4.2.3 東四地区の公衆便所

2類と3類の公衆便所がある。写真4-1が3類公衆便所である。図4-1をしてみると、2類の公衆便所の多くは大街（大通り）沿いにあり、これはより旅行者など住民以外の利用に配慮したものだと考えられる。但し、東四地区中心部のほとんど住民によってのみ利用されると思われる公衆便所にも2類のものがあり、必ずしも大街沿いを優先して建て替えていくというわけではないようである。写真4-2が2類公衆便所であるが、3類のものと同く近代なことが分かる。



写真 4-1 東四地区 3類公衆便所

#### 4.2.4 鮮魚口地区の公衆便所

図4-2に見られるように、1箇所を除いて全てが3類である。その1箇所は前門大街沿いの2類公衆便所であり、これは明らかに旅行者など住民以外の利用を想定しているものだといえる。実際にこの公衆便所の利用は非常に多い。



写真 4-2 東四地区 2類公衆便所

写真4-3、4-4のように東四地区よりもさらに老朽化していることが分かる。住民は他に選択肢はなく、これらの公衆便所を利用している。



写真 4-3 鮮魚口地区 2類公衆便所



写真 4-4 鮮魚口地区 3類公衆便所内部

图 4-1

图 4-2

### 4.3 住民の公衆便所の利用状況

1960年代に出現した公衆便所は、その後もその利用形態を維持したまま現在もなお住民に利用されている。現在この地区には、仕切りがなく汲み取り式の3類公衆便所と、水洗で手洗い所、個室が備え付けられるなどの設備が整った2類公衆便所が存在する。ここでは、東四地区、鮮魚口地区の住民へのヒアリングを基に、利用実態を記述する。

#### 4.3.1 住人の利用状況

誰がどこの便所を使う、などの決まりはなく、通りすがりの人でもどの公衆便所も利用することができる。住民はむしろ、家の中に便所があると、普段歩いている際に便所に行きたいときに困る、と感じている。公衆便所があるので、いつでも用が足せるので便利だという。室外活動が多い彼らは、近くにある便所は公衆便所となるからである。

手洗い所がないため、家に帰ってから洗うか、もしくは事後も洗わない。このため、多くの人が手を洗っていない。

紙は備え付けられていないため、自分で紙を持ってきて使用する。大通り沿いの公衆便所などでは、紙を販売しているところもある。しかし、新型公衆便所でも紙を設置しているところは少なく、自分で用意することが基本となっている。

夜中は、尿尿をためるおまるのような容器である“桶”（写真4-5, 4-6）に用を足し、それを翌日公衆便所に流すこともある。特に老人は夜間の利用が危険なため、よく利用している。しかし、多くの住民は夜中も公衆便所を



写真 4-5 尿尿を溜める桶 1

利用しているか、深夜などは行く必要がないように事前に用を足しておく、という習慣を持って対処している。



写真 4-6 尿尿を溜める桶 2

但し、手洗いの遅滞などの習慣と合わせて、公衆便所が腸管系感染症の温床となっている可能性は否定できない。

#### 4.3.2 住民の便所利用の意識調査

ここで述べることは住民へのヒアリング結果を基にしているが、ヒアリング調査を行うことができた住民は東四地区で10人、鮮魚口地区で12人と、両地区の住民の一般的な意見とは必ずしもいえるものではない。しかし、各人に対して学生の調査であることなどを伝え、世間話なども交えた雰囲気のもと、住民の本音を得られたと考える。

北京市によると、これらのシステムが今まで維持された要因として「1つは、トイレの建設用地がない、2つは、住民の維権意識（自分の権利を守る意識）がとても強くて、どの家の近くでも新しい便所を作り上げることがあり得ない。」としている。

また、「同時に古い便所の方が使い勝手が良い、との認識のために便所の撤去を要求し住民の反対に遭うこともある。」とされ、住民の意識に配慮した、との認識を示した。

公衆便所に対する不満は、東四地区、鮮魚口地区ともに

- ・ 数が少ない
- ・ 冬が寒い。
- ・ 臭い。

以上の3つしか聞くことがなかった。

そこで事前に予想された

- ・ 雨の日が辛いのではないか
- ・ 汚いと思わないか
- ・ 仕切りがないことのプライバシーの問題は感じないか

について質問をした。

雨の日については

- ・ 傘をさすので、問題ない

汚いのではないか、については

- ・ 一日に2回掃除されるので、きれいだ
- ・ 特に気にならない

プライバシーについては

- ・ 気にならない

など、問題視していないことが分かった。

さらに、家の中に個別便所が必要でないか、との質問に対しては、

- ・ 狭いからいらない
- ・ あったら家が臭くなる
- ・ 設置する時に許可が必要なので、そこまでしたくない
- ・ 公衆便所に不満はない
- ・ 夜中は“桶”にするので、いらない

など、「家に便所が欲しい」と考えている人はみられなかった。

このように、多くの住民は「臭い」「寒い」「数が少ない」など公衆便所そのものに対する不満はあるものの、家に便所がなく、公衆便所を利用するというシステムそのものに対しての不満は持っていないことが分かる。

以上、非常に不便に思える公衆便所の利用であるが、住民達はそれに柔軟に対応し、普段から慣れ親しんでいるために、それほどの不都合を感じていないことが分かった。

但し、住民達が公衆便所そのものに不満がないというのは、高密な居住環境に住む彼らに意見を聞いている、という前提を忘れてはならない。

道を歩いていて、または胡同で活動をしていて公衆便所が近くにないのは困る、という意見もあるが、個別に便所を設置し、その上で公衆便所を間引いて設置すれば、2つの要求を満たすことができる。必ずしも「日常的な公衆便所の利用が良い」ということはいえないだろう。

#### 4.4 公衆便所の清掃・管理状況

本研究では、第一回、第二回の調査(第1章参照)に関しては北京市政府に正式に許可をとって行われた調査ではなく、ヒアリングに応じて頂いた清掃員も限られている。そのため、特に清掃員の社会的背景(出身地など)はその傾向を探るために有効な数のデータが得られたとは必ずしもいえない。しかし、少なくとも各業種において複数人以上ヒアリングし、より一般的な傾向を探った。

また、2類の公衆便所に関しては清掃員が管理人としてそこに留まっているため、東四地区、鮮魚口地区において全ての管理人にヒアリングすることができた。このため、2類の公衆便所の清掃員(管理人)に関しては詳しい調査結果を得ることができたといえる。

調査結果を基に、今回ヒアリングを行った東四地区、鮮魚口地区における公共サービスとしての清掃員を以下の2つにおいて分析した。

##### 1) 3類の便所を掃除する清掃員

午前、午後に一回ずつ公衆便所を回り、清掃していく清掃員。

##### 2) 2類を清掃・維持する清掃員(管理人)

公衆便所に住み込み、清掃だけでなく破損があった際の修理など、管理全般を担当する清掃員。場所によってはトイレットペーパーなどの販売をしている場合もある。

東四地区、鮮魚口地区には1類の便所は存在しないため、ここで得られたデータは以上2種類の清掃員、それも両地区に限られた傾向であることに注意されたい。

#### 4.4.1 3類公衆便所清掃・維持管理

旧型公衆便所の清掃管理の体制を把握するために、東四地区における清掃員にヒアリン



グを行った。まず、清掃に関して、一日に何回程度、何をして、何箇所清掃するのか、そしてその労働時間を聞いた。

鮮魚口地区ではヒアリングをできなかったが、観察する限り東四地区と同じ仕事内容であった。こちらも3類であるため、おそらく同じ清掃・管理形態だと考えられる。

以下が労働環境、労働条件に関して得られた回答である。

#### 労働時間

7:30-11:00、13:30-16:30の間働く。但し午前、午後に11個の公衆トイレを一回ずつ清掃するだけ。この時間というのは便宜上決められ、一応この間は働いていなければならない。

#### 仕事内容

各公衆便所を回り、清掃する。具体的には、壁や床などを洗剤を撒き、水で流す。その後写真4-7のように、便器の下にたまっているし尿を洗い流し、さらに下にあるタンクに流し込む。手洗い場はないが、壁際の下に水道栓があるので、そこに持ってきたホースを差込み使う。

暗くなったらランプが点いているかチェックして回る。基本的にランプをつけるのは利用する住民であるが、完全に暗くなる前に住民に利用されていない便所を見つけ、点け

#### 屎尿回収

バキュームカーでの汲み取り。ただし清掃員が立ちあう必要はない。

ここでは月給を聞くことができなかったのだが、2類公衆便所管理人や胡同の清掃員の月給から月500-600元程度だと思われる。

3類公衆便所の建物はそれ自体は老朽化して汚く見えるが、毎回壁なども徹底的に洗い流しているため、非常に清潔に保たれている。

午前に関、午後に関、一人10箇所程度の場所を清掃するのみであり、その他の時間は休んでいることができる。肉体労働ではあるが、彼らはそれをあまり「辛い」とは捉えていなかった。



写真4-7 3類公衆便所清掃の様子

#### 4.4.2 2類公衆便所の清掃・維持管理

##### 東四地区の7つの2類公衆便所

東四地区の公衆便所清掃員に労働環境、労働条件に関してヒアリングした結果、以下のような回答が得られた。

### 労働時間

24 時間駐留している。但し、5 : 30 - 24 : 00 の間に仕事をしている。

(注)この時間帯は、場所によって違う可能性がある。一つの参考として理解されたい。

### 仕事内容

汚れるたびに清掃する(写真 4-9)。一日に何回する、などの決まりはない。また、簡単な故障の修理などもする。

### 屎尿回収

バキュームカーでの汲み取り。但し管理人が行うのではなく、バキュームカーで屎尿を回収する別の清掃員が行う。

## 鮮魚口地区に 1 つある 2 類公衆便所

鮮魚口地区の公衆便所清掃員に労働環境、労働条件に関してヒアリングした結果、以下のような回答が得られた。

### 労働時間

公衆便所は 5 : 00 - 24 : 00 の間空いている。

5 : 00 - 10 : 00 ・ 17 : 00 - 24 : 00 の間に夫婦、10 : 00 - 17 : 00 の間は兄弟姉妹が働いている。2 交代制である。

### 仕事内容

汚れるたびに清掃する。一日に何回する、などの決まりはない。また、簡単な故障の修理などもする。東四地区と同じであるが、利用者が格段に多いため、その回数が多い。

### 屎尿回収

バキュームカーでの汲み取り。

2 類の公衆便所には夫婦や姉妹、兄弟などが管理人として住み込みで働く(写真 4-8)。これは管理人の大部分が地方の出稼ぎ農民で、北京に来た後の宿泊施設として提供するという方針に沿ったものである。長時間公衆便所を管理する労働形態に合致するものである。



写真 4-8 2 類公衆便所管理人夫婦



写真 4-9 2 類公衆便所清掃の様子

現在北京東城区は数千の公衆便所があって、その中の 100 余りは 2 級の公衆便所であり、衛生的な要求水準は高いとされる。北京市へのヒアリング結果によると、公衆便所にこれらの管理人を設ける理由として北京市は以下のものを挙げている

1. 北京に来る就労人員の宿泊所の問題を解決するため。
2. 就業の問題を解決するため。  
上京しても職がない労働者に対して雇用を創出している。
3. 2 級の公衆便所の衛生的な要求は高いため、担当者が長時間管理しなければならないため。  
もし 3 級公衆便所のように、清掃員が毎日 2 度ただ掃除するだけでは、北京が設けた 2 級公衆便所の基準を満たすことができない。一部の公衆便所の利用者の意識が低くても公衆便所の衛生を使用して 2 級の標準で維持しにくいいためである。

報酬に関しては、北京市の回答によると 550 元/人（夫婦で 1100 元）とされている。また、仕事の出来具合に応じて奨励がある。給料は低いが、家賃、水道料金、電気代などを負担する必要はないため、それらを含めると条件が良い。また、今後昇給して全体の待遇に従って変化を調整することも考えられている。

管理人の採用基準は、普通は教養があることが求められ、35 歳より若いとされる。しかし必ずしも高い教養があるとは限らず、35 歳以上の場合もあり、厳格な規定ではない。

管理人は大部分が北京外の農村からきて、大都市の生活と規則に対してあまり熟知しておらず、そのため持ち場につく前は育成訓練を行う。訓練内容は都市の交通、安全、防水、防火のなど要求と決まりに関してである。古い従業員を見本として手配するなどの配慮をしている。

表 4-2 に示すのが、東四地区の 7 つ、鮮魚口地区の 1 つの 2 級公衆便所の管理人に対して行ったヒアリング結果である。図 4-3、図 4-4 にそれぞれの公衆便所の位置を示す。

これを見ると、東四地区の給与は全員が 600 元である。全員が出稼ぎ労働者として北京に来ていた。故郷での前職の収入は数千元程度と、現在の月給 600 元、年収 7200 元、夫婦合計年収が 14400 元というのは非常に高い。また、公衆便所内の住居や家具は北京市から支給され、水道光熱費も無料である。仕事内容も肉体労働ではあるが比較的容易であり、農家・大工など他の肉体労働に比べると非常に良い労働環境であることが分かる。3 類の公衆便所の清掃員と比べても、綺麗な公衆便所で清掃のために移動の必要もないため、より良い労働環境といえる。

彼らの家族は多くが故郷におり、特に子供は故郷の学校に通っていることが多い。その中で彼らは「できるだけ北京にいたい」と考えており、多くは短期的な季節労働者というよりも、北京での生活を望んでいる。収入も含め、生活そのものが北京の方がよい、と考えている。

どうやってこの仕事を得たか、との質問に関しては「友人・親戚の紹介」がほとんどであり、無計画に来るのではなく、友人・親戚に頼って上京してくる労働者の構造が分かる。また、一人だけ「掲示板で募集していたのを見て応募した」との回答があり、この仕事が必要でも縁故ではなく、公募制の性格があることが分かる。いずれにしても、上京してくる出稼ぎ労働者にとって 2 類公衆便所の管理人の職は非常に良いと考えられているといえる。

鮮魚口地区の 2 類公衆便所の管理人は、前門大街沿いで多くの観光客が利用するなどの特徴があり、同じ 2 類の便所であるが東四地区とは若干異なる労働環境であった。

彼らの給料は一人あたり 500 元と東四地区のものよりも低い。これは、2 交代制で労働時間が短いためだと考えられる。ただ、利用者は格段に多く、労働量としては同じかそれ以上のものである。

表 4-2 東四地区、鮮魚口地区 2 類公衆便所管理人ヒアリング結果

	東四 1	東四 2	東四 3	東四 4
出身地	安徽	安徽	河北	甘肅
北京に来た理由	金を稼ぎに来た	金を稼ぎに来た	金を稼ぎに来た	金を稼ぎに来た
北京にはいつからいるか	4 年前	1 年以上前	3 ヶ月前	2 年前
公衆便所で働く前は北京で何をしていたか	東四地区の路上で野菜を売っていた	-	違う場所の公衆便所	ウェイター
いつからこの公衆便所で働いているか	4 ヶ月前	1 年以上前	20 日程前	1 年以上前
出身地では何をしていたか	農家	農家	農家	大工・妻は工場勤務
どのようにしてこの仕事を得たか	掲示板で公募されていた仕事を見つけた	友人の紹介	友人の紹介/前の公衆便所からは政府の紹介	友人の紹介
なぜこの仕事に就いたか	仕事が見つかった/家賃がタダになる。前は 300 元だった	故郷の農場に対して労働者が多く、仕事が無かった	故郷の農場に対して労働者が多く、仕事が無かった	条件がいいから
故郷での所得はいくらだったか	非常に少ない	無職だった	数千元/年	600+300 元/月程度
北京に来た後の仕事の所得はいくらだったか	月 1200 元程度	この仕事が初めて	夫婦で 1200 元/月(同じ仕事)	この仕事が初めて -
所得はいくらか	夫婦で 1200 元/月	夫婦で 1200 元/月	夫婦で 1200 元/月	夫婦で 1200 元/月

家族はどこにいるか	息子と娘は小学生で、一緒に住んでいる。今年まで故郷でおばあさんが世話をしていたが、亡くなったので彼らを引き寄せた。親戚はもう故郷にはいない。	現在3歳の娘がいる。今は夫の母が故郷で面倒を見ている。	娘は故郷で高校に通っているが、寮に住んでいて週末だけ祖父母がいる家に帰っている。息子は北京の演劇場で照明の仕事をしている。	子供はおらず、両親は故郷にいる。
仕送りはしているか	する相手がいない	子供が小さいのでしていない	月に300元程度	数千元/年程度
いつ故郷に帰る予定か	できるだけ長くいたい。	できるだけ長くいたい。	できるだけ長くいたい。	決めていない。
一日に何回便所を清掃するか	汚れたらその都度する	汚れたらその都度する	汚れたらその都度する	汚れたらその都度する
バキュームカーはどのくらいの頻度で来るか	週に一回程度	3日に1回程度	週に2回程度	週に2回程度

	東四 5	東四 6	東四 7	鮮魚口
出身地	安徽	安徽	湖北	湖北
北京に来た理由	金を稼ぎに来た	金を稼ぎに来た	金を稼ぎに来た	金を稼ぎに来た
北京にはいつからいるか	4ヶ月前	1年半前	2年前	6ヶ月前
公衆便所で働く前は北京で何をしていたか	-	-	-	-
いつからこの公衆便所で働いているか	4ヶ月前	1年半前	2年前	6ヶ月前
出身地では何をしていたか	農家	農家	大工	農家
どのようにしてこの仕事を得たか	友人の紹介	友人の紹介	親戚の紹介	友人の紹介
なぜこの仕事に就いたか	農地に対して人が多すぎ、仕事があまりなかった	農地に対して人が多すぎ、仕事があまりなかった	給料の不払いがあったり、仕事がきつかったのだ。	出稼ぎ
故郷での所得はいくらだったか	2000 元 / 年以下	数千元 / 年	1000 元 / 月、但し未払いが多かった	2 - 3000 元 / 年
北京に来た後の仕事の所得はいくらだったか	この仕事が初めて	この仕事が初めて	この仕事が初めて	この仕事が初めて
所得はいくらか	夫婦で 1200 元 / 月	夫婦で 1200 元 / 月	夫婦で 1200 元 / 月	500 元 / 月 per 一人(2交代制)

家族はどこにいるか	息子と娘がいる。息子は上海で内装工をしていて、娘は彼らとともに4ヶ月前に北京に来たが職がない。	家族は全員北京にいる。息子と娘は新聞、雑誌配達の仕事をしている。	2人息子がいて、一人は故郷で高校に通っている。おばあさんが面倒を見ていて、もう一人の息子は北京でレストランのウェイターをしている。給料は500元/月である。	妻と息子、娘がいて、息子は電機メーカーの工場に働いていて、娘は故郷で高校に通っている。妹とその夫は同じ公衆便所で働いている。
仕送りはしているか	する相手がいない	する相手がいない	月に数百元	貯めているのでしていない
いつ故郷に帰る予定か	できるだけ長くいたい。	できるだけ長くいたい。	できるだけ長くいたい。	来年の3月
一日に何回便所を清掃するか	汚れたらその都度する	汚れたらその都度する	汚れたらその都度する	汚れたらその都度する
バキュームカーはどのくらいの頻度で来るか	週に2回程度	週に1回程度	週に1回程度	分からない



图 4-3

图 4-4

#### 4.5 路上清掃員について

ここでは東四地区、鮮魚口地区における路上清掃員について述べる。本研究は公衆便所に関するものであり直接関係はないが、仕事内容や雇用形態が似ており同じ性格をもった仕事といえ、これについて把握することで出稼ぎ労働者である清掃者に関してより広範に理解できると考える。

東四地区、鮮魚口地区において、路上清掃は以下の2種類の清掃員がいる。

##### 1. 胡同を掃除し、また各戸の出したゴミを回収する清掃員。

胡同を掃除する。主に掃き掃除で、住民の出したゴミの回収などもする。

##### 2. 大街(大通り)を掃除する清掃員

大街を清掃する。掃き掃除を行い、道路沿いに設置されているゴミ箱のゴミの回収を行う。

#### 4.5.1 胡同の路上清掃員

胡同の路上清掃員に労働環境、労働条件に関してヒアリングした結果、以下のような回答が得られた。

**労働時間** 労働時間は4:30-6:30、7:30-11:00、13:30-18:30などで決められた胡同を掃除する。

(注)労働時間に関しては、6:00-12:00、13:00-17:00など、複数の回答があった。場所によって違うなど、定められたものではない可能性がある。

**報酬** 月給500元。食事、宿泊施設の提供がある。

**労働資格** 特になし

**清掃範囲** 一つの胡同に2人か3人程度が働く。(例: 3条は3人、4条は2人、5条は2人)

以上のように、2類・3類公衆便所の労働者と似た労働条件である。労働資格はなく、北京以外の出身でも就くことができる。

夏は暑く、冬は寒い中で働くなど、短時間しか働かない公衆便所の清掃員よりは過酷な労働環境であるといえる。しかし、ヒアリングした清掃員は概ねこの仕事に満足していると回答が得られた。



写真 4-10 胡同の清掃員

#### 4.5.2 大街の路上清掃者

大街の路上清掃員に労働環境、労働条件に関してヒアリングした結果、以下のような回答が得られた。

**労働時間** 1. 6:00-10:00, 13:00-17:00  
2. 10:00-13:00, 17:00-22:00 いずれも8時間

#### 給与

ヒアリング回答者の女性の月給の場合 2000 円で、一生懸命働いたり経験を積んだりすると上がる。

#### 労働資格

定年があり(男 60 歳、女 55 歳との回答があった)で、高卒以上、北京出身などの資格が必要だとされる。

彼らは出稼ぎ労働者ではなく、北京出身である。学歴もあり、出稼ぎ労働者としての清掃員よりも給与が高い。このため、仕事内容や労働環境は近いが、彼らとはまったく異なった雇用形態・労働条件である。



写真 4-11 大街の清掃員

表 4-3 胡同の清掃員に対するヒアリング結果

	東四 1	鮮魚口 1	鮮魚口 2
出身地	山西省	安徽	安徽
北京に来た理由	出稼ぎ	出稼ぎ	出稼ぎ
北京にはいつからいるか	2 年前	8 年前	11 年前
出身地では何をしていたか	農家	農家	農家
所得はいくらだったか	4000 元 / 年	3000 元 / 年	-
どのようにしてこの仕事を得たか	知人の紹介	知人の紹介	知人の紹介
所得はいくらか	470 元+600 元 / 月。食費と家賃がタダ	0.5 元 / 戸 × 8 4 0 + 0.1 元 / m <sup>2</sup> × 3600=780 元 / 月 妻は 700 元 / 月	800+300 元 / 月程度
家族はどこにいるか	彼の妻は老婦人の世話をする仕事をしている	娘が 2 人おり、小学生と高校生である。故郷でお婆さんと一緒に住んでいる。妻は郵便局で清掃の仕事をしている。	2 人の高校生の息子が故郷にいる。妻も路上清掃の仕事をしている。
仕送りはしているか	-	7000 元 / 年	-
いつ故郷に帰る予定か	数年後、大学生の息子が職に就いてから	ずっとここにいたい	ずっとここにいたい
一日に何回清掃するか		午前、午後の 2 回	午前、午後の 2 回
その他			家賃 200 元の家に住んでいる

#### 4.6 出稼ぎ労働者にとっての2類公衆便所の管理人職について

一見すると、公衆便所に住み込む、ということは労働環境、条件が悪いように思える。ここでは、こうした条件の下、出稼ぎ労働者がこの職を選ぶ動機について考察する。彼らの動機とは主に経済的な条件であると考えられたため、出身地の経済状況、北京の経済状況を基に考察した。各地区の賃金、支出には『中国統計年鑑 2004』を用いた。

##### 4.6.1 東四地区、鮮魚口地区2類公衆便所管理人の故郷での収入

具体的に得られた東四地区、鮮魚口地区2類公衆便所管理人の故郷での収入をしてみる。表4-4のようになっている。

彼らの多くは高くても故郷での年収が数千元であったことが分かる。一人当たり年収7200元、夫婦合わせて14400元になる2類公衆便所の管理人職は、彼らの前職に比べるとおよそ10000元程度高いことが分かる。

表 4-4. 公衆便所管理人の故郷での家族年収に対する回答

東四 1	非常に少ない
東四 2	無職 (所得なし)
東四 3	数千元
東四 4	10800
東四 5	2000 元
東四 6	数千元
東四 7	12000 未満
鮮魚口	2-3000 元

##### 4.6.2 北京市住民の所得状況

次に、北京市の一人当たりの平均所得について見てみる。

東四地区の公衆便所の管理人の賃金は一人当たり年収7200元である。『北京統計年鑑 2004』によると、北京市の平均一人当たりの年収は表4-5のようになっている。これは最低収入下位10-20%に位置する。比較的低いですが、北京市で生活ができる程度の水準を満たしているといえる。

また、夫婦で職を得られ、この点に関しては厚遇であるといえる。

表 4-5. 北京市の平均每人年収 (北京統計年鑑 2004)

	全市平均	最低収入		低收入	較低收入	中間収入	較高収入	高収入	最高収入	
		世帯 10%	下位 5%	世帯 10%	世帯 20%	世帯 20%	世帯 20%	世帯 10%	世帯 10%	上位 5%
総収入	14959.3	6842.5	5709.8	9360.9	11291	13910.8	17262.3	21993	30454.3	35377.3

単位:元

##### 4.6.3 各出身地別の賃金

東四地区、鮮魚口地区の管理人の出身地は、それぞれ安徽、湖北、河北、甘肅であった。『中国統計年鑑 2004』によると、各出身地別の各職業別賃金は表4-6のようになっている。

出身地で得られる職は、月収600元、年収7200元である北京の2類公衆便所の管理人と比べてみると、公衆便所管理人職の方が農業や林業、漁業など一次産業より高く、ホテル・レストラン業並の水準である。

また、公衆便所管理人職は確実に夫婦二人が各自年収7200元を得ることができる、ということは大きな魅力だろう。

表 4-6. 地区別賃金(『中国統計年鑑 2004』)

	合計	農業、林業 漁業、牧場	鉱業	製造業	電力、ガス、 水道	建設業	交通・運輸	コンピュータサ ービス・ソフトウ ェア	卸売り 小売	ホテル レストラン
全国	14040	6969	13682	12496	18752	11478	15973	32244	10939	11083
北 京	25312	14980	18858	20059	37112	16730	19977	53010	23088	16530
河 北	11189	4857	14057	10139	17582	9098	12777	23494	6824	7900
安 徽	10581	5985	12699	9701	13563	8531	9473	19158	6163	7302
湖 北	10692	5340	11556	10145	14247	9926	11827	16517	6923	7134
甘 肅	12307	8971	12205	11635	17544	9303	14843	13104	7397	7461

	金融業	不動産業	リース・ビジ ネスサービ ス	科学研究、技 術・地質調査	水道・環境・ 公共サービ ス	サービス業	教育	衛生、社会保障、 社会福祉	文化、体育、 娯楽	公共管理・社 会組織
全国	22457	17182	16501	20636	12095	12900	14399	16352	17268	15533
北 京	61713	26064	25742	34898	22357	17433	28565	34173	35006	30279
河 北	15237	10832	9225	16699	10021	14647	11100	11681	12012	11954
安 徽	14475	11128	8483	13348	9328	7600	11436	11845	11167	12915
湖 北	14539	10616	9943	14610	9131	8941	12098	12121	11697	12616
甘 肅	13991	11178	10345	14470	11678	10629	13534	13859	12789	13677

#### 4.6.4 各地区の支出状況

『中国統計年鑑 2004』によると各地区の都市部、農村部の支出状況は表 4-7 のようになる。食料は北京都市部が 2416.92 元、河北、安徽、湖北、甘肅の農村部はそれぞれ 639.10 元、734.75 元、930.98 元、586.38 元で、その差はおよそ 1500-2000 元程度である。

2 級公衆便所管理人職は家賃と水道光熱費が無料である。教育費などは子供を故郷に残している場合が多いため変わらないとする。すると、直接高いものは食費であることが分かる。

彼等の賃金の上昇は 10000 元程度であり、北京に出稼ぎに来ることで故郷での労働よりも明らかに高い賃金を得ることができ、さらに支出を差し引いても出稼ぎの方がより高い収入を得られることができることが分かる。実際に故郷に月数百元仕送りしている管理人や貯金している者も多い。

これは年数千元に上り、故郷での年収に匹敵する。北京での 2 類公衆便所の管理人は出稼ぎ労働者にとって明らかに条件の良い職業であることが分かる。

表 4-7. 都市部支出状况

	支出合計	食料	衣服	居住	家庭用品	医療	交通・通信	教育文化 娱乐服务	杂项商品 和服务
<b>全 国</b>	<b>6510.94</b>	<b>2416.92</b>	<b>637.73</b>	<b>699.39</b>	<b>410.34</b>	<b>475.98</b>	<b>721.13</b>	<b>934.38</b>	<b>215.10</b>
北 京	11123.84	3522.69	906.21	955.77	704.17	994.01	1688.08	1964.19	388.73
河 北	5439.77	1912.42	587.60	595.24	365.37	550.90	607.75	660.58	159.90
安 徽	5064.34	2238.91	558.07	487.37	257.19	318.20	502.72	536.20	165.69
湖 北	5963.25	2279.64	669.30	655.00	383.40	397.49	571.93	843.66	162.83
甘 肃	5298.91	1908.10	645.19	505.60	302.66	434.80	531.19	793.19	178.17

農村部支出状况

	支出合計	食料	衣服	居住	家庭用品	医療	交通・通信	文教、娱乐 用品及服务	其他商品 及服务
<b>全 国</b>	<b>1943.30</b>	<b>886.03</b>	<b>110.27</b>	<b>308.38</b>	<b>81.65</b>	<b>115.75</b>	<b>162.53</b>	<b>235.68</b>	<b>43.01</b>
北 京	4147.30	1331.69	288.25	787.84	216.25	356.31	393.35	691.39	82.22
河 北	1600.10	639.10	114.97	311.46	71.65	101.63	149.52	186.48	25.28
安 徽	1596.27	734.75	79.55	281.28	74.96	87.14	126.07	184.64	27.87
湖 北	1801.63	930.98	80.19	223.41	73.00	95.55	122.05	223.92	52.53
甘 肃	1336.85	586.38	74.02	201.57	57.45	96.18	109.34	191.83	20.08



## 4.7 北京の下水道状況

農業利用をしていた尿尿の処理であったが、現在では下水道処理場で処理され、そのまま川に放流されるようになった。ここでは、北京の下水道の処理状況について整理、把握することにする。

### 4.7.1 欧州、日本における下水道の状況

世界の下水道の歴史の大きな出来事は表 4-4 のようになる。

欧州や日本では、19 世紀の後半から主に都市部で下水道が敷設され、尿尿を処理する際に使用された。

イギリス・ロンドンでは元来尿尿は農業利用されず、川に流された。

フランス・パリでは 1880 年に下水道を便所につなぎ、尿尿を流すことが許可された。その後 1893 年にはセーヌ川浄化法が公布され、便所は下水へ繋ぐことが義務化された。

一方、日本では 1870 年に、横浜外国人居留地にイギリス製の陶管製の初めての地下下水道が建設された。その後 1993 年に大

表 4-4 世界の下水道の歴史

1870	日本最初の地下下水道が横浜外国人居留地に敷設される
1880	フランスで便所を下水道につなぐことが許可される
1884	神田下水着工
1887	ロンドンで下水の沈澱処理が開始される
1913	東京で下水道が着工される
1922	東京に三河島下水処理場完成
1928	ロンドンで活性汚泥法による下水処理が始まる
1932	名古屋で活性汚泥法による下水処理が始まる

阪市で下水道が可決され、下関では下水道が着工されるなど、日本における下水道の敷設が急ピッチで進められることになった。1907 年には中島鋭治が合流式下水道の下水道本設計調査を完成させ、6 年後の 1913 年に東京で下水道が着工された。

1928 年にはロンドンで活性汚泥法による下水処理が始まり、その 3 年後の 1931 年に日本でも名古屋で活性汚泥法が導入された。

このように、欧州や日本の都市部では 19 世紀末から 20 世紀の前半にかけて政府の主導により下水道や下水処理場が多く敷設され始め、尿尿は下水道に流すシステムが普及し始めた。

### 4.7.2 北京における下水道

#### 北京の下水道概要

北京政府はその財政力が弱く、エネルギー、廃棄物処理、そして下水道などの都市環境インフラの整備が大幅に遅れている。急速な経済成長は外資に依存する部分が多いが、生産に直結しない都市環境インフラへの投資は遅れがちである。このため、外資と結びついた民間資金によって建設された高層建築が林立する隣で公共の環境インフラ整備は遅れた

ままというアンバランスが生じている(植田 2002)。

現在東城区の公衆便所は市政管理下にあるが、北京南部の地区はまだ下水道につながれていない。2008年のオリンピックに向け、現在未整備の箇所に下水道を敷設する計画である。北京へのヒアリングによると、現在は敷設するだけの経費が足りないことが問題である。

しかし、汚水処理率は2000年の時点で39.4%と低かったが、表4-5で見られるように2002年に45%、2003年には50.1%となっている。オリンピックなどを控えその整備は急ピッチで進んでいる。

表 4-5 北京の下水道状況(『北京統計年鑑 2004』)

		2003		2002	
			城市近郊区		城市近郊区
下水道長さ	(km)	6649.3	4784.3	6170	4591
下水管	(km)	2902.7	1997.5	2658	1893
<b>下水処理</b>					
処理場	(unit)	19	8	12	7
処理能力	(10000 tons/day)	215	161	181	152
年間処理能力	(10000 tons)	54443	47420	43396	38489
処理率	(%)	50.1	56.2	45	47.5
平均毎日々水量	(10000 tons)	297	230	264	221

### 下水道の歴史と将来計画

北京市の下水道は、元朝の時代から建設され、明代になるとより整った排水システムが出来上がって、1949年の時点で都市部の排水溝は221kmであった。1949年以来、北京市排水施設の建設は、大きな成果を修めた。2002年までに都市部に下水道は4591kmで、高碑店、北小河、方庄、酒仙橋、清河(一期)、肖家河の6つの下水処理場を建設し、都市汚水処理能力が150万m<sup>3</sup>/dayに達した。

将来は、都市の全体計画によって2010年までに都市部にはより完全な雨汚水管路システムを建設し、計画通りに吳家村、盧溝橋、小紅門、北苑、東堰、垡頭、五里坨、定福庄等の汚水処理場をつくり、汚水処理率を90%以上に達する計画である。

都市部の河、湖の水系を浄化し、また北京市は慢性的に水不足であるため、処理した汚水をさらに水資源として综合利用を行い、主に緑化、湖沼の補充水、道路の散水、及び建築用水、便所洗浄水として利用する。2008年までに汚水の再生利用率は50%に達する計画である。

#### 4.8 まとめと考察

本章では、住民が日常いかにして公衆便所を利用しているか、また清掃員がどのように管理しているかを、「東四地区」「鮮魚口地区」において詳細に調査することで、実態を明らかにすることができた。

2類公衆便所の管理人職は、北京市には高い環境水準を保ちたいという要求があり、出稼ぎ労働者はよりよい職を求めている。経済的にも北京市にとっては最低水準の賃金を払い、管理人にとっては故郷よりも高い所得を得られるという互いの需要が満たされた関係であることが分かった。出稼ぎ労働である彼らの故郷の所得状況、北京市での生活状況を定量的にみることで、清掃員にとっては、労働環境・条件が魅力的なものであることが分かった。現在のところ互いの利益の合致した非常に合理的なシステムだといえるだろう。

現在でも建築物とインフラのバランスが悪いという問題があるが、経済発展に伴い、またオリンピックに向けてインフラ整備がそれに追いつこうとしている。下水道敷設率などは欧米先進国型の水準へ引き上げる努力をしている。

2類公衆便所へ更新すること、公衆便所環境を向上させるということは、その一環だといえる。しかし、現在も住民の公衆便所の利用は維持されている。住民には公衆便所の利用そのものに不満は感じておらず、便所施設そのものに対して不満がある。このため北京市のより高い衛生環境を作り出す2類公衆便所の建設は住民達の意見を汲んだ政策ともいえるものの、それでもなお高密度な状態を放置し、各戸に個別に便所をつくらずにいることは、住民に公衆便所の利用を半ば強制させているものだともいえる。

本章では、利用側である住民の意識や利用状況と、管理側である清掃員の管理状況、その労働環境を詳細に把握した。その結果、北京市が公衆便所を用いて旅行者など外部の人間に対して高い衛生環境を保つため、また雇用を創出するための手段としていることが分かった。

次章では、公衆便所の利用が以上のような管理側の一方的な理由によるものではなく、住民にとってどのような利点があるのか、どのようにして住民が受け入れたのかについて、その要因を分析する。

## 第5章 北京の都市構造と公衆便所の空間構成

- 5.1 本章における研究の枠組みと方法
- 5.2 東四地区、鮮魚口地区の清代から現在にかけて空間構成の変化
- 5.3 公衆便所の配置構成
- 5.4 人口密度と公衆便所の関係
- 5.5 住民の地域コミュニティの現状
- 5.6 対象地区に対する北京市の開発の方向性の分析
- 5.7 北京政府の公衆便所に関する将来政策
- 5.8 まとめと考察

## 第5章 北京の都市構造と公衆便所の空間構成

### 5.1 本章における研究の枠組みと方法

本章では、北京城区内において「東四地区」「鮮魚口地区」の地区を詳細に調査することで都市環境の現状、変化とそれに伴う公衆便所の状況をより詳細に理解することに努めた。

具体的には『乾隆京城全図』で分かる清代の状況と、『北京旧城 25 片歴史文化保存地区保護計画』で分かる現在の状況とを比較し、歴史的にどのように都市構造が変化してきたかを把握した。その後現在の住宅区の高密性について定量的に把握し、現地調査で得られた公衆便所の位置と居住環境の関係を述べた。

本章で明らかにしたいことは、公衆便所がどのような空間構成で北京の中に存在しているか、住民の生活の中で位置づけられているかということにある。

## 5.2 東四地区、鮮魚口地区の清代から現在にかけて空間構成の変化

### 5.2.1 北京の都市構造—既往研究より

はじめに、『乾隆京城全図』より清代の、『北京旧城 25 片歴史文化保存地区保存計画』で現代の都市空間の構成について「東四地区」「鮮魚口地区」のそれぞれについて把握した。

#### 文献について

##### 『乾隆京城全図』

乾隆京城全図は 1750 年の北京の都市・建築を詳細に伝える、全ての建物が立面図を倒した中国独特の「起こし絵」で描かれた地図である。都市形態から道路網、施設配置、街区形態が描かれており、また、その内部の一棟一棟の建物や階高、住宅、店舗、宗教・官庁施設などの建築タイプまで描かれている。

この資料を使った研究としては、現地調査と併用しながら北京全体の変化、四合院住宅の変化パターン、街区分割のパターンを明らかにした陣内秀信の研究や、北京建設当初の計画寸法やグリッドの分割過程を明らかにした鄭奕の一連の研究などがある。

本研究では、こうした都市構造、建築構造の変化の様子を明らかにすることが直接の目的ではなく、公衆便所の配置が都市構造の中でいかなるパターンをもって建設されたか、もしくは建設そのものが都市構造を変化させたか、ということに注目し、検討する。

##### 『北京旧城 25 片歴史文化保存地区保存計画』

2000 年に指定された 25 の指定歴史文化保護区に関して行った、現状調査及び保護計画に関して、詳細な地図資料を交えて解説している。表記は中国語が基本であるが概論部分など一部英語翻訳がある。

ここでは、これを「現在の地図」として考察を行っている。

### 5.2.2 東四地区の都市構造の分析—清代と現代を比較して—

ここでは、乾隆京城全図（図 5-1）と現在の地図（図 5-2）を比較し、清代と現在の都市構造の状況と、その変遷を考察する。

北京における典型的な住宅地は、南北方向に大街と東西に胡同が走る、格子状に区画される住宅地で奥行き 70m、幅 500-700m である（陣内、高村 1996）とされる。こうした構成は元代に形成されたもので現在も継承されているが、東四地区は、まさにこの典型的な地区である。

京城全図では大街沿いの敷地は、道路に対して間口が狭



写真 5-1 東四地区胡同の様子

く割られ、道路に開かれた店舗が東または西を向いて連なっている。現在、これらの敷地は主に店舗が連なっている。四合院住宅とは異なり、「座北朝南」（北を背にして南を向く）の原則にのっとって南面しながら質の高い居住環境を重視するよりも、道路の利用を第一に重視して建てられていることが分かる。これら店舗は古い四合院をそのまま利用している住宅地とは異なり、その多くは建替えを行っている。店舗は社会経済や流通に依存するため、古い建物を維持して利用するよりも、むしろ敷地の有効利用を考えて都市化が進んできたと考えられる。

清代と現在を比較すると、街区割り、敷地割りに関して基本的に変化を被ってない。四合院という建築形式の安定性とグリッドパターンの街区割りが安定していることが分かる。

しかし、その密度は現在の方が明らかに高密になっている。清代では院子（中庭）であった部分に新たに建築物が建てられていることが確認できる。

### 5.2.3 現代東四地区の建築物の概要

ここでは、『北京旧城 25 片歴史文化保存地区保護計画』と現地調査を併用して、建築物の概要を述べる。

東四地区の大街沿いは商業地であるが、住宅地が中心である。四合院が数多く残り、住民は現在でもそれを利用している。

本章で対象とした地区は東四地区であるが、『北京旧城 25 片歴史文化保存地区保護計画』では「東四三条至八条地区」を対象としており、以下に示す建築物に関するデータは東四三条至八条地区のものであることに注意されたい。

表 5-1. 東四三条至八条地区建築物の構造状況

構造良。付帯設備が揃っている。	90,016.30	27.44%
構造が標準。付帯設備が不備。	133,304.70	40.63%
構造がやや不良。維持管理が標準。	104,735.90	31.93%
Total	328,056.90	100.00%

表 5-1 のように、構造に問題があるもの（やや不良）が 30%以上を占め状態が悪い建物が数多く並んでいることが分かる。これらの多くは表 5-2 より伝統的・ある程度伝統的な建物が多くを占めることが分かる。写真 5-2 が東四地区の住宅であり、非常に高密で、後から増築していることが確認できる。



写真 5-2 東四地区住宅の内部

以上から、東四地区は、院子（中庭）に建物の増築などはされているが、基準を満足する四合院の更新がなされていないことが分かる。このことは、高さ制限などで伝統的な建

物を保護してはいるが、暫定的な保護に留まっており、積極的に維持、利用しようとしていないことによると考えられる。

表 5-2. 東四三条至八条地区の伝統的建築の割合

分類名称	建築面積 (㎡)	比率 (%)
文物保存建物	39,055.70	11.91%
ある程度歴史文化価値がある伝統的な建物と現代建物	13,720.10	4.18%
比較的伝統の風貌と一致する一般的な伝統建物	210,895.10	64.29%
伝統の風貌と合う現代建物	8,892.80	2.71%
伝統の風貌と合わない現代建物	55,493.20	16.92%
合計	328,056.90	100.00%



图 5-1

图 5-2

#### 5.2.4 鮮魚口地区の都市構造の分析-清代と現代を比較して-

東四地区と同様に、『乾隆京城全図』（図 5-3）、現在の地図（図 5-4）を詳しく見てみる。その上で清代と現在の都市構造の状況と、その変遷を考察する。

鮮魚口地区では、現在の多くの街区割りは、京城全図を見てもその関係が分かるが、通り抜け道路がいくつか成立したことが分かる。例えば西興隆街は京城全図では前門大街に通り抜けていなかったが、現在の地図ではその開通が確認できる。

また、鮮魚口地区の前門大街沿いでは商業地が形成され地割が統合される変化があった。

前門大街沿いの商業地では従来貿易が盛んであった当地区であるが、これ以上面的に商業地区が広がることなく、あくまでも住宅地が優先され、現在でも商業地は限られている。かなり狭い商業地に立地することから、多層化によって空間の拡大を実現している。

こうして、北京は南北の幹線道路に沿って店舗が並ぶ傾向を強く示し、そこから枝分かれする東西方向の道に面して南向きの住宅が並んでいる（高村、笠井、陣内、1997）傾向があるが、鮮魚口では現在では東西に走る西興隆街に沿って個人商店が並び、南北方向の草場胡同が引かれ、繁華な商業地と閑静な住宅地を合理的に分ける土地利用が成し遂げられている。



写真 5-3 鮮魚口地区胡同の様子 1



写真 5-4 鮮魚口地区胡同の様子 2

地割に関しては、現在重点保護区に指定されている草場三条から十条地区に着目してみる。

この地区は南北に胡同が走る非常に珍しい地区である。そのため、門が東側、または西側に位置しており、四号院の 90 度傾いて構成されている。つまり、本来ならば南向きである倒座、正房が西側、または東側（多くは東）を向いているのである。このことから、南北の胡同に合わせた柔軟な構成が見てとれる。この構成は現在も維持されていることが見て取れる。

また、京城全図を見て分かるとおり、この地区はもともと高密であり、胡同も狭い。現在の地図と比較しても建て増しを明確に確認することは難しいが、現地調査により、東四地区と同じように院子（中庭）に多く増築されていたことが確認できた。

人口密度が高いため伝統的な四合院内に勝手につくられた建物が多く、四合院というよりむしろ“大雑院”（年齢や親族関係にとらわれず、いくつかの世帯が混在して生活している四合院）となり、伝統的な四合院の建築空間形態を破壊しつつある。

道路沿いの小型の店舗の建物は、統一の計画がなく、外観は乱れている。都市景観にも悪影響を及ぼしている。デザインと看板の質も低劣である。老舗の店舗とその表層が整合性が取れていない。

街区の中の集中的な緑地はなく、四合院の中の緑化用地も違法建築に占有されている。

しかし、それでも鮮魚口地区は歴史文化保護区としての歴史遺跡が数多く、老北京の商業の卸市場として北京風の食堂や名店舗の源地でもあり、商業の歴史を持っている。歴史的に多くの庶民が住んでおり、その発展も民営経済であるため、独特の庶民文化意識と市井文化の雰囲気は保存する価値が認められる。

### 5.2.5 現代鮮魚口地区の建築の現状分析

商業地区から中に引き込まれた住宅地には、四合院が数多く残り、住民は現在でもそれを利用している。

表 5-3 のように、構造に問題があるもの（やや不良、不良、危房）が鮮魚口地区の建築面積の

90%以上を占め、非常に状態が悪い建物が並んでいることが分かる。これは表 5-4 より伝統的な建物がほとんどを占めることが分かり、古く、伝統的な建物が、老朽化のために構造上の安全を満足していないことが分かる。

以上から、鮮魚口地区は、院子に建物の増築をするなどはされているが、四合院の更新が進んでいないことが分か

る。このことは、高さ制限などで伝統的な建物を保護してはいるが、メンテナンスをしておらず、その政策は暫定的な保護に

留まっており、積極的に維持し、利用しようとしていないと思われる。

表 5-3. 鮮魚口地区建築物の構造状況

分類名称	建築面積 (㎡)	比例 (%)
構造良。付帯設備を備える。	4,364.12	1.61%
構造やや良。付帯設備が不備。	14,528.96	5.36%
構造やや不良。維持管理が標準。	107,937.20	39.82%
構造不良。維持管理が不良。	140,518.94	51.84%
危房(老朽化が激しく使用が危険なもの)	3,713.55	1.37%
合計	271,062.77	



写真 5-5 鮮魚口地区住宅の様子

表 5-4. 鮮魚口地区の伝統的建築の割合

分類名称	建築面積 (㎡)	比率 (%)
文物保存建物	1,700.10	0.63%
ある程度歴史文化価値がある伝統的な建物と現代建物	8,186.10	3.02%
比較的伝統の風貌と一致する一般的な伝統建物	163,369.53	60.27%
伝統の風貌と合う現代建物	53,976.19	19.91%
伝統の風貌と合わない現代建物	43,830.85	16.17%
合計	271,062.77	100%

图 5-3

图 5-4

#### 5.2.6 東四地区、鮮魚口地区の清代と現在の空間構成の変化のまとめ

以上、東四地区と鮮魚口においては、清代の都市構造を多く引き継いでいた。これは四合院という建築形式の安定性とグリッドパターンの街区割りが安定していることによる。しかし、住民が簡易建築を四合院内に多く建て、さらに住宅供給が停滞していたことも影響しており、結果として高密度な住環境が成立した。

保護区であるとの性格上、伝統的な建築が多くを占める中、構造上の基準を満たしていない建築物が多いことが分かる。ただ、保護区とはいってもこれらの地区は「かつては伝統的だった」地区を保存しているにすぎない。これら高密度な住環境が伝統的なわけではなく、伝統的な地区を住民たちが歴史的に利用していった地区である。この地区でもかつては、老朽化したり破損があった場合には、建替えたり増築したり、環境の変化に合わせた処置を行っていたはずである。単に保護するだけで伝統的な雰囲気を保存していることには必ずしもならない。この地区が「伝統的である」とは一概にいえないだろう。

### 5.3 公衆便所の配置構成

現地調査によって、目視で現在の公衆便所の位置関係を把握した。図 5-5、図 5-6 はそれぞれ東四、鮮魚口地区の便所の位置である。

#### 5.3.1 東四地区における公衆便所の配置構成とその状態

東四地区は整然とした地区であり、東西胡同に沿って多く建設されていることが分かる。東西胡同は幅が広く、写真 5-6 のように道に設置されているものが多い。ただ特に南北向きの胡同は狭く、車などは基本的に通行できない。公衆便所も同様に南北胡同沿いに設置する際は、写真 5-7 のように、他の建物との間に公衆便所が挿入されていることが多い。



写真 5-6 東四地区公衆便所 1

図 5-5 で確認できる通り、公衆便所の数は 65 つであり、その中で 2 類公衆便所は 7 つである。そのうち 3 つは大街沿い、3 つは比較的広い三条、七条胡同沿いにある。旧型公衆便所も順次更新していく方針であるが、まず大通り沿いの公衆便所の設備の充実を優先している。これはオリンピックに向けて観光客にも使いやすい公衆便所の設置を意識していると考えられる。



写真 5-7 東四地区公衆便所 2

住宅地内には公衆便所の偏りは見られず、東四地区の住民の全員が大きな不自由なく使用できる配置構成にある。

#### 5.3.2 鮮魚口地区における公衆便所の配置構成とその状態

図 5-6 で確認できる通り、鮮魚口地区の公衆便所は全部で 59 つあり、男子専用便所は 12 つ、女子便所は 17 つ、男女一体型は 32 つである。その内新型公衆便所の数は 1 つのみである。これも大街沿いに位置し、明らかに住民用というよりも通行人向けのものだと分かる。

東四地区と違って 2 類公衆便所が数少ない理由としては 2 つ考えられる。一つは鮮魚口地区が再開発される予定であるからである。この先も街区構成を維持する東四地区では、今後のために新型の公衆便所が建てられている。しかし、鮮魚口地区では再開発されるため、新型の公衆便所はその際に同時に建てられるか、もしくはその建物内に便所が完備されると予想される。



写真 5-8 鮮魚口地区公衆便所



もう一つはこの地区に観光客が訪れることが非常に少ないことである。もちろん前門大街沿いのレストランや土産物屋などには訪れるが、多くは店内に便所を持っているか、もしくはこの近くの新型公衆便所を利用することができる。

次に特徴的な胡同を持つ地域として、重点保護区である「草場三条至十条」地区を詳しく見てみることにする。草場三条至十条胡同保護区は図 5-6 で確認できる通り、8 本の南北に走る胡同によって形成されている。草場三条胡同から草場九条胡同の全長と平均幅は表 5-5 の通りである。

歴史的に胡同の中に違法建物が多く建てられて狭くなり、蛇行する道となったりしている。

以上の通り、鮮魚口地区の道は狭く、公衆便所を道の上に独立して設置することは困難である。このため、公衆便所も設置される空間が非常に限られている。東四地区のように幅の広い胡同沿いに独立して位置しているというよりも、かつては建物があった部分を取り壊し、挿入されているケースが多い。

しかし、図 5-6 を見てみると、それでも各胡同に公衆便所が一つ以上は設置され、住民が利用できるようになっている。その中で「男子公衆便所」「女子公衆便所」と分離され、設置されている箇所がある。これは大きな面積を取ってしまう、男子用と女子用が一つの建物となっている“標準的な公衆便所”では面積が大きく、狭い

胡同に設置するのが困難であるためであり、分離して小規模なものを分散させ設置している。大きさの不足を数で補っている。

このように鮮魚口地区でのより高密度な地区では、無理に住居を撤去させて面積を確保するよりも、柔軟に公衆便所の形態や配置構成を変化させていることが分かる。

しかしそれでも鮮魚口地区の公衆便所の数は不足している。東四三条八条地区の公衆便所の数は 57 であり、人口は 21,575 である。一つの公衆便所に対する人口の数は 378.5 人である。これに対し、鮮魚口地区の男子用便所は 12+32=44、女子用便所は 17+32=49 あり、人口は 26,530 人で、一つの公衆便所に対する人口の数は平均 570.5 人で、明らかに鮮魚口地区の公衆便所が東四地区に対して不足していることが分かる。

東四地区でも住民から「便所の数が少ない」と不満がある中、強引とも思われる鮮魚口地区の公衆便所の配置は、不足する便所の数を補うための精一杯の工夫なのである。

表 5-5. 重点保護区胡同の幅と全長

胡同名称	平均幅	全長
草場三条胡同	4.8m	225m
草場四条胡同	3.4m	304m
草場五条胡同	3.5m	304m
草場六条胡同	3.6m	276m
草場七条胡同	4.5m	315m
草場八条胡同	3.2m	326m
草場九条胡同	4.3m	300m

### 5.3.3 公衆便所の配置構成と風水との関係

風水とは、「陰陽説と五行説を基盤意思、周易の体系を主要な論理構造とする中国と勧告の伝統的な地理科学で、吉を求め、凶を避けることを目的とする相地技術学」(崔 1984)である。

風水説による環境判断の特徴は、①環境条件が人間のみならず死者に対して強い影響を及ぼすとする事、②その影響が地形・水流・機構・地質・植生などの自然環境と陰陽・五行・八卦・天干地支などの宇宙の運行との相関性をもって及ぶと考える事、③さらにその影響の結果が、現世の人間および未来の子孫に対し吉凶禍福をともなって現れるとすることにあり(渡邊 2001)。

「風と水」、つまりすなわち単なる自然現象を意味することもあるが、ここではこうした「一種の客観的存在」としてではなく、「客観に対する主観の行為」という意味において用いる。

北京の都市計画は、風水の影響を強く受けたことが知られている。陣内ら(1996)は、市内の電柱が住宅の風水に悪影響を与えるとして電力会社に移転を要求し、電力会社が実際に移した例を挙げ、北京の都市づくりにおいて、都市の立地や空間構造、施設の配置にいたる様々なレベルでの風水の影響を指摘している。

しかし、住民にヒアリングをした結果、公衆便所と風水との関係を意識している住民はみられなかった。それどころか、風水そのものに関しても、信仰している住民に会うことはなかった。牧尾が 1977 年にすでに「1945 年の開放以後の革命の激動過程において、(中略)風水はその他の諸宗教と同然に精神の世界からは遠く離れられ、風水は殊に迷信なりとして貶められ、今日では微塵もそうした気配すら見いだせない」と指摘している通り、風水は少なくともそれを基に都市が計画されるほどにはその影響力を保っていない。

文化大革命期、「風水」は旧習を象徴する迷信の一つとされ、公に用いることが禁止されていた。この時期に批判され投獄され、家伝の風水書や方位判断に用いる羅盤が没収された風水師もいるという。(渡邊 2001)。

1960 年代の公衆便所の建設は、北京市によるものである。従って、この時期に風水を考えた建設をしたということは考えにくい。

以上から、公衆便所の配置には、風水は影響していないと考えられる。

图 5-5

图 5-6

## 5.4 人口密度と公衆便所の関係

1949年の新中国設立直後の土地改革は北京に大量の人々が流入する原因となり、彼らは四合院住宅を占拠した（陣内 1996）。1963年からの自然災害と経済失策のため、国民経済はしばらくの間困難にあった。都市のインフラ施設の建設が送れ、住宅も需要を満たせなかった。これらの問題が未解決のうちに、文化大革命が起こり、住宅供給は1950年代後半から70年代後半にかけて大きく停滞した（張 1996）。そのため、住民たちは自ら簡易部屋を院子などに建ててきた。そのため無計画で高密な住環境が形づくられ、現在まで維持されることになった。

現在は一般に一家族が一つの正房または廂房を使用し、中庭を通過して各戸にアプローチする。増築の著しい場合は、中庭全体がレンガを積んで簡易につくられた建物で埋め尽くされていることもある。

公衆便所の利用に関しては、住居の高密性が重要な要素となっていると考えられる。本節では、以上のような歴史背景の中で東四地区、鮮魚口地区における居住環境の高密性について定量的に分析する。その素材として『北京旧城 25 片歴史文化保護区保護計画』を使用することとする。

### 5.4.1 東四地区と鮮魚口地区の高密状況の概要

ここでは、北京の高密性を見る上で具体的に東四地区と鮮魚口地区の高密性を詳細に把握する。但し、東四地区の指標については「東四三条至八条」地区の数値であることに注意されたい。

### 5.4.2 東四三条至八条地区の高密状況について

表 5-6 に示すのが、『北京旧城 25 片歴史文化保存地区保存計画』における「東四三条至八条」の計画用地の建築状況と居住人口密度に関するデータである。これをみると、かなり低層住宅が広がることが分かり、それに対して人口が多く、居住建築面積密度が高い。

『北京旧城 25 片歴史文化保存地区保存計画』ではその中で人口密度について、特に表 5-7 のように分類している。

46%の住民は「経済型」で、さらに高密な「密集型」「特別密集型」を合わせると 88%にもものぼる。このように、人口密

表 5-6. 東四三条至八条地区の土地利用、人口状況

指標名称	単位	現状
計画用地面積	ha	48.8
居住用地面積	ha	29.41
建築面積	m <sup>2</sup>	328056.9
居住建築面積	m <sup>2</sup>	263745.2
居住地容積率		0.9
一人当り平均居住建築面積	m <sup>2</sup> /人	14.65
一戸当り平均居住建築面積	m <sup>2</sup> /戸	39.48
戸数	戸	6,681
戸籍人口数	人	18,006
一世帯当たりの家族数	(人/戸)	16.33
戸籍人口密度(計画用地)	人/ha	368.98
戸籍人口密度(居住用地)	人/ha	612.24

度はかなり高い。 表 5-7. 東四三条至八条地区人口・一人当たりの建築面積

一人当たりの居住建築面積は 14.65 m<sup>2</sup> であるが、特別密集型の一人当たり 10 m<sup>2</sup> 以下である住民は 14%以上もいる。

一戸当たりの平均建築面積は

49.10 m<sup>2</sup>であるが、あくまで平均であり、ここには一人暮らし、二人暮らしで狭小な空間で居住している住民も多い。彼らは 10 m<sup>2</sup>以下の住宅に住んでいるケースもあり、これは配置計画や建築技術によって解決レベルではない。各戸に便所を設置することは現実的ではないことが分かる。

		人	比率	戸	比率
特別密集型	≥10 人/100 m <sup>2</sup>	2622	14.56%	984	14.73%
密集型	7-10 人/100 m <sup>2</sup>	4960	27.55%	1823	27.29%
経済型	4-7 人/100 m <sup>2</sup>	8283	46.00%	3055	45.73%
快適型	2-4 人/100 m <sup>2</sup>	1937	10.76%	747	11.18%
特別快適型	≤2 人/100 m <sup>2</sup>	204	1.13%	72	1.08%
		18006	100.00%	6681	100.00%

#### 5.4.3 鮮魚口地区の高密状況について

表 5-8 に示すのが、『北京旧城 25 片歴史文化保存地区保存計画』における「鮮魚口地区」の計画用地の建築状況と居住人口密度に関するデータである。これをみると、東四地区と同様、低層住宅が広がることが分かり、それに対してさらに人口が多く、居住建築面積密度が高い。

鮮魚口地区は住宅用地を主とし、基本的な一人当たり居住面積は 6-7 m<sup>2</sup>である。一人当たりの建築面積は 4 m<sup>2</sup>弱の割合も大きく、大部分の人は高密な居住環境の中で生活をしている。

『北京旧城 25 片歴史文化保存地区保存計画』では、四合院住宅型住宅の住居水準を以下のように住居用地の人口密度を分類し、評価している。

表 5-8. 鮮魚口地区の土地利用、人口状況

指標名称	単位	鮮魚口地区
計画用地面積	ha	36.24
居住用地面積	ha	26.81
建築面積	m <sup>2</sup>	271062.8
居住建築面積	m <sup>2</sup>	177100
居住地容積率		0.66
一人当たり平均住宅建築面積	m <sup>2</sup> /人	6.68
一戸当たり平均住宅建築面積	m <sup>2</sup> /戸	28.53
戸数	戸	6207
戸籍人口数	人	26530
一世帯当たりの家族数	(人/戸)	4.27
戸籍人口密度(計画用地)	人/ha	732
戸籍人口密度(居住用地)	人/ha	989.56

12.7%の住民は「経済型」で、さらに高密な「密集型」「特別密集型」を合わせると95%にもものぼる。このように、人口密度はかなり高い。

特に重点保護区（草場三条胡同から十条胡同まで）を見ると、一人当たりの住居面積は7.2㎡である。四級に属する平均人口密度は14人/100㎡であり。鮮魚口地区の中で最も密度が高い地区である。

表 5-9. 鮮魚口地区一人当たりの建築面積

鮮魚口		比率
特別密集型	>10 人/100 ㎡	73.96%
密集型	7-10 人/100 ㎡	8.66%
経済型	4-7 人/100 ㎡	12.70%
快適型	2-4 人/100 ㎡	4.10%
特別快適型	0-2 人/100 ㎡	0.58%

#### 5.4.4 各地区の事例分析

ここでは、現地調査で実際に内部を見学できた住宅を記述する。東四地区で1戸、鮮魚口地区で2戸である。

##### 東四地区に住む老夫婦住居

東四地区に住む老夫婦。家は17年前に改築した。いつからここに住んでいるかは「覚えていない」という。

彼は院子(中庭)に自分で11年前にシャワールーム兼キッチンを建てた。ソーラーシステムを7年前に作り、現在この温水は太陽熱利用である。

キッチンはそれぞれの家族が持っている。共同便所がまた建てられることに期待を持っている。

非常に高密な地区ではあるが、沢山友達がいて、住みよいという。彼らはこの家を「四合院」と呼んでいるが、内部にその面影を感じられない。家賃は月々70円で、居住面積は35㎡である。



写真 5-9 左側がシャワールーム



写真 5-10 院子を見る

##### 鮮魚口地区草場六条胡同の老夫婦の住宅

院子にキッチンとシャワールームを建てた。冬はシャワーが寒かったりするので、公衆浴場に行くこともある。

最近は多くの人が院子にシャワーを建てているが、建



写真 5-11 院子部分



写真 5-12 院子のシャワールーム

てるスペースがなくてシャワーを持っていない人もおり、公衆浴場を利用している。

院子は他にも植栽や家具などが表出しており、中庭としては採光のみ機能している。

#### 鮮魚口地区草場三条 18 号 孟家

50 年以上前に家族と移ってきた。院子の建物は 1970 年代に天津に住んでいた叔父が引っ越してきた時に建てた。

彼等はこの住宅を非常に気に入っている。友人もここに沢山いるし、高密度でありながらもこの居住環境に満足している。もしお金があつても、他所に移らないだろうという。若い人間は新しい家の方が良いだろうと思っており、若者と年寄りでは感覚が違う。

新中国成立以前から孟家所有である。3 棟のうち 1 つを使っていて、残りは従兄弟が使っている。借りているのではなくて、所有している。2 部屋で 60m<sup>2</sup>だが、もし売れば 10000 元/m<sup>2</sup>くらいになるだろうと考えている。

他にも 60m<sup>2</sup>を 300000 元で、140m<sup>2</sup>を 700000 元で買ったが、それに比べ、やはりここは高い。今一つは空き室であり、もう一つは息子が使っている。

年金は二人で 3000 元/月で、働いていたときと月給は一緒である。ただし現役と時と違い、ボーナス分の収入がない。支出はおよそ 1000 元/月であるので、現状の収入で十分である。息子の年収は 180000 元/年である。



写真 5-13 住居内部



写真 5-14 正面が住居

#### 5.4.5 対象地区における高密度性の状況まとめ

以上のことから、以上から、この公衆便所が維持される要因として、住居の高密度性が大きいことが分かった。狭い住居内に便所を設置するよりも、公衆便所を使用した方が面積の節約になり、臭いもしないため居住環境が良い。この高密度な環境に個別便所を設置するためには、建築技術的で解決できるレベルではない。この地区においては一世帯毎に一つずつ便所を設置することが居住環境を改善することにつながるということが分かる。

もし住居がこのまま保護され、高密度な居住環境が維持されているのであれば、今後も公衆便所利用システムを維持するべきである。

一見不便に見えるこのシステムが実はむしろ住民の居住環境の向上につながっていることが分かる。

北京市政府も、なぜ個人の住宅に便所を作るのではなく、公衆便所を建てるのか、との



問いに対して、「個人の家で便所は作らない原因は旧市街区域の住宅の面積が狭いため、個別な便所を建造することがあり得ない」と回答しており、政府の認識を合致する。

## 5.5 住民の地域コミュニティの現状

ここでは、この高密度な居住空間で隣人とも顔を合わせることが多い中で、地域住民がどのような関係をもっているかを考察する。

胡同は、基本的に大通りに対して二つの出入り口しかない。それも狭小なものが多く、車の通過交通としての道路となる場合が少なく、半私的空間の特性を持つ(横井、布野、鄭 1998)。住民は胡同で立ち話やゲームなど現在でも積極的に交流の場として活用している。



写真 5-15 胡同のコミュニティ

また、四合院内の中庭は従来の広さから著しく縮小しているため、中庭での活動が不活発になってきている(鄭、谷口 2000)。現地調査では、洗濯は胡同でやっている住民も多く、洗濯物も家の前に干す様子も確認された。そのため高密度な居住環境によって本来ならば四合院内でされる私的行動が胡同にあふれだしていると推測できる。

古い住宅街では室外の活動が極めて多いが、その中には、現代集合住宅では各住戸で完結している行為が共同空間に溢れ出している状況が確認されている。伝統的な住宅では部屋が狭く、便所もない。室外の日常生活行為は当然多く、互いに合う比率は現在の集合住宅よりもかなり高い。この伝統的な住宅が良い近隣関係を形成しようという理由は、こういう悪条件のためこそそのような人間関係を形成しやすいといえる(鄭、谷口 1999)。

ただ、このような地域コミュニティを形成している要因は増改築を繰り返して高密度になった物理的な環境だけではない。それよりも住民たちの、職場に近い、労働時間が定まっている(つまり日本のように残業がなく、夕食などは家でとることができる状態)などの労働形態や、その所得、またこのような生活環境における衛生環境を容認するような感覚などがある。現在のところプライバシーの問題よりもむしろ地域コミュニティの強化によって生活を支えている方が強い、という要因が考えられる。

以上より、公衆便所を日常的に他人と共用利用することに違和感を持たないという彼らの感覚が、高密度などによる地域コミュニティの強化によって成り立っていると考えられる。

## 5.6 対象地区に対する北京市の開発の方向性の分析

### 5.6.1 東四地区における開発

『北京旧城 25 片歴史文化保存地区保存計画』によると、北京市は「人口密度を低くしない限り、居住環境の向上はない」とし、今後居住人口の調整をする計画である。院落の人口を均衡させ、不均衡を減少させる。現在の公共建築配置面積によると、東四地区の最適な人口は 11000 人くらいであるので、7000 人の疎開の必要がある。人口密度は 100 m<sup>2</sup>に 3.82 人である。住民の移住に関しては協議、自推で、住民が主体となって決定する。

表 5-10. 東四三条至八条地区土地利用、人口状況の現状と計画

指標名称	単位	現状	計画
総計画用地面積	ha	48.8	48.8
総居住用地面積	ha	29.41	28.55
総建築面積	m <sup>2</sup>	328,056.90	322,893.10
総居住建築面積	m <sup>2</sup>	263,745.20	228,407.20
容積率		0.67	0.66
每人平均建築面積	m <sup>2</sup> /人	18.2	29.35
每人平均建築面積	m <sup>2</sup> /戸	49.1	79.04
総戸数	戸	6,681	4,085
総戸籍人口数	人	18,006	11,000
戸籍人口密度	人/ha	369	225
戸籍人口密度	人/ha	612	385

まず最初に表 5-6 の密集型及び特別密集型を経済型に改善する。平均 5.5 人/100 m<sup>2</sup>で、1444 世帯、3898 人を移住させる。もし特別密集型、密集型と経済型を快適型に改善するならば、最適な人口と合うように平均 3.7 人/100 m<sup>2</sup>で 2933 世帯、7919 人を移住させることになる。

これで、現在のような高密の状態を改善することができる。每人平均建築面積が 29.35 m<sup>2</sup>というのは快適な住環境が確保できる水準だといえる。



写真 5-16 建設現場



写真 5-17 建設後

### 5.6.2 鮮魚口地区における開発

『北京旧城 25 片歴史文化保存地区保存計画』によると、北京市はこの地区を保護すると同時に人口を分散させ、住居条件を改善しなければならないと認識している。規模が大きな建物は、街区の歴史景観と伝統を破壊してしまった。歴史文化保護区内における建築高さの制限があり、1・2 階建ての建物を中心にする。

北京市は今後、鮮魚口街区を文化的な観光地として開発する計画である。その中で東四地区と同様に鮮魚口地区内の人口の密度を減らす方針を取る。その上で、市政施設の完備・住民の生活条件の改善、緑化率の向上、建築密度の抑制を行い、街区環境を向上させる。

従って、今後は今までのような高密度な住宅は解消され、より低密で快適な住環境がつけられることとなる。但し、鮮魚口地区を一律に改造するのではなく、各地区にその特色を生かした開発を行う予定である。

例えば鮮魚口重点保護区に関しては、商貿旅行文化居住用地に開発する。草場三条から十条までの重点保護区は基本的に今までの居住用地として維持する。保護区の北側の西興隆街の用地を商業用地へ開発し、保護区内にある会館の遺跡用地を旅館用地あるいは文化娯楽用地へと開発する。

### 居住地域の開発

重点保護区の計画人口はもとの 9780 人から 3013 人まで、戸数は 1970 世帯から 1116 世帯まで減らす。計画人口密度は 280 人/ha である。

### 道路交通計画

歴史文化保護区内の道路交通計画に関しては、消防と交通量などの技術要素を除いて主に街区内の文物建築、遺跡伝統文化風貌などを保護する。

鮮魚口保護区内の道路計画については、歴史文化街区の全体景観を破壊しない基本原則を守り、さらに住民の出入りの便利さを考慮して街区内の市政施設を現代化する。

鮮魚口は観光地として開発する。この地域は将来的に歩行交通を主にするためできるだけ自動車などの交通量を減らし商業区の安全と景観への影響に配慮する。

鮮魚口歴史文化保護区内の計画道路は既存の胡同の雰囲気を受け継ぐ。道路建設も大きな工事を避け、伝統建築を保護し、住民にとってもその利便性は高くなり、この街区の持続的な発展も貢献する。

以上は景観の保護や旅行の開発に対する要求を満たし、現状交通量にも対応できる計画である。かつての商業地域の活気を蘇らせ、旧北京胡同の静けさと清潔、居心地が良い元来の雰囲気が再現されることが目標である。

## 5.7 北京政府の公衆便所に関する将来政策

北京市は今後もこのような 3 類公衆便所を 2 類公衆便所へ更新していく方針である。しかし、1 種の高い設備の公衆便所は北京市政府ではなく、清掃会社が請け負う形も併用していく。この場合清掃会社が経営して、政府は出資する形にし、検査会社を運営する。

表 5-11. 鮮魚口地区計画用地表

項目名称	用地面積 (ha)	比率 (%)
普通住宅	17.09	47.15%
学校、幼稚園	0.16	0.44%
行政事務	0.32	0.89%
商業金融	7.15	19.73%
文化娯楽	1.16	3.21%
公衆便所と市政施設	0.18	0.50%
公共緑地	0.46	1.27%
道路用地	7.32	20.20%
文物遺跡	0.13	0.36%
旅館業	1.83	5.04%
混合用地	0.44	1.21%
total	36.25	100.00%

もし今後 2 類公衆便所で、管理人に夫婦を住ませる形式を辞める場合は、その部屋を物置として利用することが考えられる。

しかしながら、当面そうした状況は想定しておらず、引き続き夫婦が住み込みで管理する 2 類公衆便所の数を増やしていく方針のようである。

## 5.8 まとめと考察

本章における研究結果をここにまとめ、考察する。

まず最初に『乾隆京城全図』と『北京旧城 25 片歴史文化保存地区保護計画』を比較することで清代末期から現在にかけて街区構成の骨格が維持されていたことが分かった。東四地区と鮮魚口においては、清代の都市構造を多く引き継いでいた。これは四合院という建築形式の安定性とグリッドパターンの街区割りが安定していることによる。住宅供給が停滞していたことも影響しており、結果として高密度な住環境が成立した。

現在は両地区とも「歴史文化保護区」に指定されたことで、無差別な破壊は免れている。しかし、冷凍保存されたのみで、大規模な改修の気配は見られない。

建築物の状態は良好でないものが多く、更新の必要性がある。確かに昔の雰囲気は維持されているが、この高密度の状況を「歴史的」「文化的」ということには無理がある。歴史的に見ても、建物は状況に応じて絶えず更新されていくものである。現在の“保護”は単なる冷凍保存に過ぎず、これによって郊外の近代的な集合住宅に比べて非常に劣悪な居住環境をも保存していることを認め、今後地区全体を計画的に更新していかなければならない。

次に、『北京旧城 25 片歴史文化保存地区保護計画』によって、東四地区と鮮魚口においては、対象区が保護区であるとの性格上、伝統的な建築が多くを占める中、構造上の基準を満たしていない建築物が多いことが分かった。

ただ、保護区とはいってもこれらの地区は「かつては伝統的だった」地区を保存しているにすぎない。これら高密度な住環境が伝統的なわけではなく、伝統的な地区を住民たちが歴史的に利用していった地区である。この地区でもかつては、老朽化したり破損があった場合には、建替えたり増築したり、環境の変化に合わせた処置を行っていたはずである。単に保護するだけで伝統的な雰囲気を保存していることには必ずしもならない。「冷凍保存」ではなく、住民にとって住みやすく、伝統的な雰囲気が保てるような、積極的な「保護」が必要である。

公衆便所の配置は、ある法則があるというよりも、住民の要求に答えるべく男女専用便所ができたり、建物を破壊してそこに挿入するなど、地域住民のために公衆便所の数を確保するために柔軟に対応されていることが分かった。風水に関しても、現在ではすでに都市計画に影響を及ぼすだけの力強さはなく、生活の向上を第一に考えられている。

この高密度な居住空間を定量的に分析することによって、現状は一世帯毎に一つずつ便所を設置することは現実的には難しいことが分かった。住民にとって狭い住居内に便所を設置するよりも、公衆便所を使用した方が面積の節約になり、臭いもしないためむしろ比較的

居住環境が良いと考えられる。

また、この公衆便所が維持できている理由に関しては、地域コミュニティの存在がある。このような、高密度で古い設備であるという悪条件のためこそ良い近隣関係を形成しやすいといえ、日常的に隣人と顔を合わせる事となっている。また公衆便所の利用はそれ自体が良い近隣関係を促し、その良好な関係が公衆便所の利用を可能にしている。つまり、公衆便所利用という逆に不自由な環境の下での利用によって住民の外出が促され、地域コミュニティが活気付いているという相互関係があると考えられる。

本章では、現地調査と『北京旧城 25 片歴史文化保存地区保護計画』の調査を併用し、現在の公衆便所の配置を把握し、その配置と状態について詳細に把握した。また、「東四地区」「鮮魚口地区」には非常に高密度な居住環境が成立していることが分かった。住民に受け入れられている理由としてはその高密度性によるスペースの不足が大きな要因であることを突き止め、また、もう一つ大きな要因として、充実した地域コミュニティがあることが分かった。

加えて、今後の北京市の政策について、対象地区の再開発と公衆便所の将来計画について把握した。

次章では、2 章-4 章で得られた知見を元に、現在の公衆便所システムについて考察し、今後どのようなシステムに変化すべきかを現在の問題点を踏まえて考察した。

## 第 6 章

## 総括



## 6. 総括

本研究によって、具体的に現地調査をすることで北京中心部での公衆便所の利用状況とその維持管理について整理できた。その上で一見すると先進国都市部において奇妙とも思えるシステムがどのような構造で維持されているか、住民と清掃員、北京市の関係を体系化することができた。

2章-4章において、現在のような特殊な公衆便所の利用・管理システムが成立している要因として、1)1960年代に公衆便所の建設がトップダウン的に決められ、住民は個別便所から公衆便所利用に移行した、2)公衆便所の建設以降、高密な居住環境が続いており、スペース削減のために各戸が室内に個別便所を設置するよりも公衆便所の利用を望むようになった、3)出稼ぎ労働者のための確保と、北京の旅行者が利用する公衆便所の高い衛生環境を維持したい北京市の要求が一致した、4)共有利用できるだけの地域関係があり、また利用に慣れているため違和感を覚えない、という理由が明らかになった。

他先進国の都市部では下水道の敷設、都市再開発や近代化の過程で個別便所を持つようになったが、中国では個別便所から逆に公衆便所へと転換し、そのまま維持されている珍しい例であるといえる。社会主義国家によるトップダウンの政策とは無関係ではないだろう。

しかし、それでも住民達は高密な居住環境のために、一世帯毎に一つずつ便所を設置することは現実的にはむしろ不便であった。住民にとって狭い住居内に便所を設置するよりも、公衆便所を使用した方が面積の節約になり、臭いもしないため住民は自然と受け入れられたと考えられる。

この方向はむしろ逆行とも思えるが、これは低密度な住宅から高密度な住宅という、逆行した住環境によるものである。すなわち、住環境の悪化があったからこそ、逆に不便な公衆便所が受け入れられたのである。このように、「不便な公衆便所利用」「便利な個別便所利用」をくらべ、後者が一般的に優勢なシステムであるかといって、それをそのまま適用するのではなく、その場の条件のもとで最適なシステムが導入された。

本当に住民の高密度な居住環境を考えて市内全域に公衆便所のシステムを確立したのか、もしくは他の意図があったのかは定かではないが、北京市は結果として、現在に至るまでに合理的であるシステムをつくるという正しい選択を当時したといえる。

そして、その高密度な居住環境は未だに維持されているために公衆便所の利用は未だに維持されている。

また、北京ほど地域コミュニティが活発である環境にいない私たちには理解しにくいですが、現地において未だ公衆便所の利用地区において地域コミュニティが息づいていることも大

きな要因であると考えられる。また、公衆便所利用という逆に不自由な環境の下での利用によって住民の外出が促され、地域コミュニティが活気付いているという相互関係があると思われる。

その上で、公衆便所管理人の職業について、2類公衆便所の管理人職は、北京市には高い環境水準を保ちたいという要求があり、出稼ぎ労働者のよりよい職を求めている。経済的にも北京市にとっては最低水準の賃金を払い、管理人にとっては故郷よりも高い所得を得られるという互いの要求を満たす関係である。清掃員にとっては、出稼ぎ労働である彼らの故郷の所得状況、北京市での生活状況を定量的にみることで、清掃員の労働環境・条件が魅力的なものであることが分かった。

現在のところ互いの利益の合致した非常に合理的なシステムだといえるだろう。

現在でも建築物とインフラのバランスが悪いという問題があるが、経済発展に伴い、またオリンピックに向けてインフラ整備がそれに追いつこうとしている。下水道敷設率などは欧米先進国型の水準へ引き上げる努力をしている。2類公衆便所へ更新することで、公衆便所環境を向上させるということはその一環だといえる。しかし、現在も住民の公衆便所の利用は維持されている。住民には公衆便所の利用そのものに不満は感じておらず、便所施設そのものに対して不満がある。このため北京市のより高い衛生環境を作り出す2類公衆便所の建設は住民達の意見を汲んだ政策ともいえるものの、それでもなお高密度な状態を放置し、各戸に個別に便所をつくらずにいることは、住民に公衆便所の利用を半ば強制させているものである。

今後は、「歴史文化保護区」も単に保護するだけで伝統的な雰囲気を保存していることにはならない。「冷凍保存」ではなく、住民にとって住みやすく、伝統的な雰囲気が保てるような、積極的な「保護」が必要である。その結果低密度な住環境がつけられた場合には、果たして有効なシステムだろうか。そこには高密度である、地域コミュニティが強い、という以外の理由を見つけない限りは維持が難しいだろう。住民達が公衆便所利用に不満がないというのは、高密度な居住環境に住む彼らに意見を聞いている、という前提を忘れてはならない。低密度で余裕のある居住環境になったならば、自然と公衆便所を毎回利用しなければならぬ手間に対する不満の方が強くなると思われる。またそうやって居住環境が向上し、所得の高い住民が住むようになれば、彼らは仕事など地域コミュニティよりも機会によるコミュニティ活動に参加するため、現在のように良好な近隣関係のもとに成り立っている利用システムを維持させることは難しいだろう。

道を歩いていて、または胡同で活動をしていて公衆便所が近くにはないのは困る、また旅行者への公衆便所を提供するという要求に対しては、個別に便所を設置し、その上で公衆

便所を間引いて設置すれば解決できる。将来的に公衆便所が住民にとって不必要になる可能性は高い。

しかし、現在のところ住民達は雨の中の利用に関しても不都合を感じておらず、プライバシーが侵害されるとも感じていない。一見不便に見えるこのシステムも現状ではむしろ住民の居住環境の向上につながっていることは事実である。

公衆便所そのものに関しては、古く、汲み取り式のために改善の余地があるが、もし住居がこのまま保護され高密な居住環境が維持されているのであれば、今後も公衆便所利用システムを維持することが望ましいだろう。また、低密度でも、住居内のスペースが削減されるということに変わりはなく、公衆便所利用という悪条件が必然的に互いの交流を促すことで、少なくとも利用することに不満がない程度の近隣関係を形成することができるのではないだろうか。

この方法は、住民達が個別便所の便利さを知らずに、公衆便所に違和感を覚えていないという前提に基づいており、将来的に逆行することは難しい。現在の状態でしか成り立ち得ない合理的なシステムである。

さらに、現在は公衆便所としてではあるが、北京市の所有である公共スペースが北京市都市部にある一定の割合で存在している。これだけの密度で公共スペースがすでに確保されているという条件は他国をみても非常に特殊である。今後ネットワーク拠点など、何かしらの利用価値がある。今後、維持するにしても、活用するにしても、単純に先進国の便所システムを導入するのではなく、今までしてきたように、その土地の環境・条件を見極め、十分に考えて実行すべきだと考える。

## 参考文献

## 参考文献

### 書籍

- 根岸侑 『支那ギルドの研究』 1932
- バーヂス 著 申鎮均 訳 『北京のギルド生活』 1942
- J. J. M. デ・ホロート著 牧尾良海訳 『中国の風水思想』 1986
- 三浦國雄 『中国人のトポス』 1995
- 渡邊欣雄 『風水の社会人類学』 2001
- 環境省編 『循環型社会白書 平成 13 年度版』 2001
- 李志東 『中国の環境保護システム』 1999
- 陣内秀信、高村雅彦、朱自暄 『北京一都市空間を読む』 1998
- 斯波義信 『中国都市史』 2002
- 李家正文 『糞尿と生活文化：21 世紀のスカトロジー』
- 植田政孝、古澤賢治編 『アジアの大都市 5』 2002
- 天児慧 『中華人民共和国史』 1999
- 岩村三千夫 『中国現代史入門』 1963
- 北京市測量技術監督局 『公共廁所建設標準』 2003
- 大西國太郎、朱自暄 編、井上直美 監訳 『中国の歴史都市：これからの景観保存と町並みの再生へ』 2001

### 論文

- 張松 『中国歴史文化都市の保全計画に関する研究』 1996 年度東京大学大学院博士論文
- 陣内秀信 代表 『中国北京における都市空間の構成原理と近代の変容過程に関する研究(1)(2)』 1996
- 谷村秀彦 代表 『東アジア伝統的都市の現代化における空間制御技術に関する研究一北京を事例として』 2000
- 谷村 秀彦、渡辺 俊、藤川 昌樹 『北京市四合院住区の概要:北京市豊盛地区の四合院住区の構成原理に関する研究』 2000
- 高村 雅彦、笠井 健、陣内 秀信 『商業地の構成と店舗の空間構成について』 1997
- 鄭奕 『乾隆京城全図にみる北京内城の街区構成と宅地分割に関する考察』 2000
- 鄭奕、布野修司、横井健 『北京の内城空間における居住環境の変遷に関する研究:その1「朝陽門地区」の空間構成について』 1998
- 横井健、布野修司、鄭奕 『北京の内城空間における居住環境の変遷に関する研究:その2「朝陽門地区」の胡同の空間構成について』 1998
- 鄭奕、布野 修司、重村 力 『乾隆京城全図にみる北京内城の街区構成と宅地分割に関する考察』 2000

- 熊遠報 『清代民国時期における北京の水売買業と「水道路」』 2000
- 村松伸 『中国都市史研究の概況と文献目録(日本文・中国文編)』 1981
- 鄭穎、谷口 元 『北京における旧市街地の更新改造に関する研究』 1999

#### 地図・統計資料

- 国家統計局編 『中国統計年鑑 2004』 2004
- 北京市統計局編 『北京統計年鑑 2004』 2004
- 北京市古代建築研究所、北京市文物事業管理局資料中心編 『乾隆京城全図』 1996
- 北京市計画委員会 『北京旧城 25 片歴史文化保存地区保存計画』 2002
- 北京計画委員会編 『北京歴史文化名城北京皇城保護計画』 2003

## 謝辞

本研究をすすめるにあたり、また学生生活を通じて、まず味埜俊先生にお礼を申し上げたいと思います。

そもそも「環境教育を研究したい」と大学院の入試面接で宣言したにも関わらず、修士一年の三ヶ月目で早くも方向を転換してしまいました。その後二転三転して、前触れもなく「北京の研究をやりたい」といった時の先生の困った様子は今でも覚えています。研究の出だしからご迷惑をお掛けしました。

それでも、清華大学の菅先生のご協力を要請して頂き、結局は現地調査に3回も行かせて頂くなど、私の拙い研究活動に余りある対応をして下さいました。また、私が研究の方向性に悩み研究が進んでない時でも、急かすことをせず見守って下さいました。議論の必要があるときは長い時間を割いて頂きました。

研究以外の生活も含め、こんなにも充実した二年間を過ごせたことは、ひとえに先生のおかげだと思っております。言葉では言い尽くせないほど感謝をしています。

清華大学環境工学及科学工程の管運涛先生には、この研究の核となる現地調査で大変お世話になりました。先生がいなければ、この研究は成り立ちませんでした。

片山浩之先生には研究と生活を含め、何かとお世話になりました。研究内容だけではなく、研究の社会的な位置付けや、研究者として、社会人としての振る舞いなど色々教えて頂きました。佐藤弘泰先生、小貫元治さんには私の建築分野の研究に対し、異なった視点から様々なアドバイスを頂きました。理解しにくい研究であったにも関わらず、決して否定せず、建設的な意見を頂きました。

味埜研究室博士課程の劉尊嚴君には、翻訳をはじめ、研究を助けていただきました。劉君がいなければ、ここまでの情報を得ることができませんでした。

皆様本当にありがとうございました。

研究室同期の荒生君、大江さん、上條さん、高崎さんをはじめ、研究室の先輩、後輩、秘書さん、都市工同期のみんなとは、刺激的な研究室生活を送ることができました。ありがとうございました。

大学院生活の活動の幅は広く、研究だけではなく AGS-UTSC の活動やインターン、バイト、旅行など先生方に内緒で様々な経験をしましたが、この研究はそれらで得られた知識や経験の影響を受けています。お世話になった一人ずつ名前を書いていたら本論よりも長くなってしまいそうです。感謝の意にかえて、ここに記します。

最後に、予定よりも三年も長い学生生活を許してくれた家族にお礼を言いたいと思います。両親の援助がなければ、研究はできませんでした。一人暮らしの友人（荒生君）を見るたび、実家で良かったと思えました。大変恵まれていたと思います。

皆さま、本当にありがとうございました。この二年間最高に楽しかったです。

今後とも、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

## 附録

北京市へのインタビュー結果（中国語）



# 对北京市政府所做的问卷调查项目

关于新型的公厕、大体上的分类：

- ①. 关于管理方面
- ②. 关于水的使用量
- ③. 关于下水管道的铺设
- ④. 有关公厕的历史

等有关情况，做一下询问调查。

## 一、管理方面：

1. 依据上一次的调查情况、现在所有的公厕由夫妻或者是兄弟姐妹等作为管理员来住在里面，是不是以后的公厕也都采用这种模式？
2. 为什么要设置这些管理员呢？正如现在流行的方式：雇用清洁工来负责几个公厕，每天进行两次清扫不就足够了吗？→难道是为了解决就业吗？
3. 现在那些公厕管理员的工资是多少？（商业区、住宅区）不管哪里都一样吗？
4. 此后有加薪的计划吗？
5. 这些管理员又是怎样一个采用标准呢？
6. 为什么不是在个人家里修厕所，而是要建这些公厕呢？
7. 这种雇用管理员的经营模式以后还要继续下去吗？  
继续的话→将会产生很大的财政负担、这一点是怎么看的呢？  
不继续的话→那些空房间怎么办呢？

## 二、有关水的利用量

8. 北京市缺水的，如果增加清扫回数、或者是导入冲水马桶加大了用水量的话，那怎么办呢？
9. 为什么不收水费呢，有什么特殊的理由吗？

## 三、有关下水道的铺设情况：

10. 在还有一些没有接通下水道的地区，是还没有普及呢，还是就没有计划铺设，那么相关的理由又是什么？
11. 听说目前市的下水道普及率是略小于 60%，那么今后将以怎样的速度来进行完善呢？

## 四、关于历史

12. 在 1960 年代开始了现在的这种公共厕所的利用、为什么呢？再有，这样的系统一直延续到现在，有什么特殊的原因吗？
13. 在导入这样的公厕利用体系的时候，居民们没有什么反抗与抵触么？
14. 从行政的角度看，这样的厕所利用方式怎么样？（请从合理性、水资源问题、经济性、文化等方面进行分析）

# 调查问题答案清单

调查人	清华大学：管运涛、杨宏伟
被调查人	东城区：张主任等3人（市政管理委员会） 蔺主任（政府办公室）
时间	2004年12月14日上午
地点	东城区市政管理委员会

## 一、 有关管理方面

- 1、 今后，公厕的管理形式将长期共存，其中包括夫妻作为管理员住在里面的形式。夫妻管理员大多是外地民工，来到北京后没有住处。这些管理员除了管理一所二级公厕外，一般还要兼顾周边几所普通的公厕。目前北京东城区有数千所公厕，其中100多所是二级公厕，卫生要求较高。
- 2、 设置这些管理员，原因有：解决部分来京务工人员的住处问题；二级公厕卫生要求高，必须专人管理；解决部分就业问题。如果雇清洁工每天只打扫两次，则不能满足北京规范的二级公厕的卫生标准，这是因为除了使用人多造成的厕所卫生问题以外，部分公厕使用人员素质较低也使公厕卫生难于保持在二级标准。
- 3、 现在公厕管理员的工资保持在不低于北京市居民的最低生活保障水平，一般550元/人，工作出色还有奖励。这个工资看似较低，但不用负担房租、水费、电费等。

- 4、 目前在**协定工资**的基础上，工作出色有**奖**。加薪要随着整体的待遇调整而变化。
- 5、 二级公厕的管理员一般要求有文化(但不一定有太高的文化)，小于**35岁**。管理员大都来自北京以外的农村，对大都市的生活和规则不太熟悉和习惯，因此上岗之前要经过培训，培训内容涉及都市交通、安全、防水、防火等要求和规定，同时一般安排老职工**传帮带**。
- 6、 不在个人家里修厕所的原因是老城区住宅面积狭小，根本不可能修建私人厕所。
- 7、 目前这种管理形式作为多种管理形式之一，还要继续下去。但是一种可能是将政府雇佣管理人员的形式转变为由政府承包给保洁公司，由保洁公司经营，政府**出资并检查**公司运作的情况。即使不再进行这种夫妻管理的形式，空房间也不会闲置，会用来堆放工具等。

## 二、 有关水的利用

- 8、 目前，为了节水，小部分公厕冲洗用中水(但目前中水无长距离管道，所以远处的厕所如使用中水成本也很高)；小部分公厕在试用韩国发明的发泡剂，这种发泡剂能够将用水减少到原未用发泡剂时的**1/10**左右(发泡剂在水层之上覆盖泡沫，可以隔味；有润滑作用，可以减少将粪便冲入水道的阻力，从而减少冲洗水的用量)。
- 9、 误解。公厕是收水费的，是由区政府支付给北京市的自来水公司。

## 三、 有关下水道的铺设情况

10、 目前东城区公厕是接入市政管网的，但是北京南部区域还没有接入下水道。根据 08 年奥运计划，目前是有规划接入下水道的。问题是目前经费不足。

11、 市区管网普及率基本达 100%，周围地区管网正在完善。

#### 四、 关于历史

12、 1960 年以前，四合院内一般住多户人家并有 2 个厕所（旱厕---其实就是一个坑，没有水），要有掏粪工人定期掏粪。为了提高居民生活质量，1960 年代以后，逐步做到“厕所出院”。东城区四合院内厕所基本迁出，建了公厕（约 50 米一个），而原院内厕所填平住人；西城区部分厕所迁出，并建了公厕，部分四合院厕所把厕所门从向内（院里用）改为向外（对外，成为公厕）。改造后的公厕建立逐步水洗系统。这种改造一直持续到上个世纪末才消灭人工掏粪的历史。目前粪（便）污（水）是合流的，设有化粪池，有时要用粪车进行掏挖。

这些系统应用到现在，是因为一来无地建厕，二来居民维权意识很强，不可能靠近任何一户建立新的厕所，同时，建立厕所要拆迁，也会遭到居民的反对。

13、 在导入这类公厕的时候，大多居民是拥护的，因为大大改善的卫生条件。

14、 使用公厕，随之带来“公厕文化”（管运涛语）。因为共同使用公厕，使居民可以经常见面、经常沟通，不象大城市居民中“老死不相往来”的现象。

**以上资料仅供参考。**